

神奈川県社会福祉協議会 活動推進計画

令和6年度～令和10年度

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

はじめに

少子高齢社会の進展に加え、人口減少社会の到来によって、地域福祉をめぐる課題はますます多様化・複雑化しています。

こうした中、国では、これまでの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指して、令和2年に社会福祉法が改正され、様々な制度・施策が進められています。

本県においても、地域における包括的な支援体制づくりや支えあい活動の充実、福祉サービスの人材確保・育成、災害時の福祉支援体制づくりなど、地域福祉をめぐる様々な取り組みの推進が求められています。

本会では、これまで市町村社協、社会福祉法人・施設、ボランティア、県等の関係機関・団体との連携・協働により、令和3年度からの3カ年の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」に基づく活動を推進してきました。

また、令和4年4月には法人設立70周年を迎えましたが、昨今の地域福祉をめぐる諸課題に対して、県域の地域福祉を推進する中核的な団体として、関係者との協働によって解決に取り組む役割がより一層高まっていると認識しています。

このような状況を踏まえ、本会では令和6年度から5カ年の活動を見据えた「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」を策定し、住民一人ひとりが参画し、ともに生き、支えあう社会づくりに向けて、多様な主体との連携、協働による地域福祉の推進に努めてまいります。

本計画の推進に当たりましては、関係者の皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 篠原 正治

第1章 計画の概要 1

- 1 基本理念
- 2 策定の趣旨
- 3 地域福祉をめぐる主な状況
- 4 計画の性格
- 5 計画の期間
- 6 重点課題
- 7 推進の柱
- 8 計画の進行管理
- 9 神奈川県、神奈川県共同募金会との連携の促進
- 10 SDGs の目標達成に向けて
- 11 神奈川県社会福祉協議会の役割
- 12 計画体系

第2章 重点課題 8

- 1 つながりあう地域づくりに向けた包括的な支援体制整備の促進
- 2 一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実
- 3 福祉サービスを支える人材の確保・定着

第3章 推進の柱 11

- I 地域での支えあいの推進
- II 福祉サービスの充実
- III 福祉人材確保・育成・定着の推進
- IV 県社協活動基盤の充実

実施内容一覧 13

第4章 実施計画 18

活動事例として「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和3年度～令和5年度）」の活動事例①～⑩を掲載しています。

参考資料 53

- 1 地域福祉をめぐる主な状況
- 2 「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和3年度～令和5年度）」の成果と課題
- 3 「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和6年度～令和10年度）」の策定体制と経過

第1章 計画の概要

1 基本理念

本計画の基本理念は、「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和3年度～令和5年度）」を継承し、次のとおりとします。

住民参加と様々な主体の協働による誰もが尊重され安心して生活できる地域づくりの推進
～地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進～

2 策定の趣旨

地域福祉をめぐる状況の中、国・県等の制度・施策の動向、会員等福祉関係団体との政策提言活動、県社会福祉協議会の役割を踏まえ、県全体の地域福祉の向上にむけて事業を推進することを趣旨として、「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和6年度～令和10年度）」を策定します。

3 地域福祉をめぐる主な状況

全国の2022年の合計特殊出生率は1.26ですが、本県では1.17となるなど、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えようとしています。また、一世帯当たりの人員が、1990年の2.8人から、2020年には2.15人まで減少し、さらには、単独世帯の割合は世帯総数の4割を占め、2000年からの20年で高齢者の単独世帯は2.75倍にまで増加しています。

このように本県においては、人口の変遷や縮小する家族や世帯の状況を背景として、地域からの孤立の深刻化や、世帯が抱える福祉課題の多様化・複雑化によって、既存のしくみだけでは解決できない地域福祉課題は顕在化し、地域での包括的な支援体制の構築や福祉サービスを支える人材の確保が必要になっています。また、水害や地震など多発する災害に備えた福祉支援活動のさらなる充実が求められています。

4 計画の性格

本県における地域福祉の推進を目的とした計画であり、広域の協議体としての機能を生かし、会員をはじめ公私にわたる関係機関・団体と協働で推進する方向を基本理念とし、その達成に向けて計画的な事業実施を目指します。

5 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5カ年とします。

6 重点課題

計画期間において、政策提言活動等から把握された現場のニーズや社会的課題を踏まえ、「会員や関係者と総体的に取り組む課題」「社会情勢に応じた課題」として、次の3つの「重点課題」を設定し、事業間連携を図りながら、その解決に向けた活動を推進します。(第2章を参照)

- 1 つながりあう地域づくりに向けた包括的な支援体制整備の促進
- 2 一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実
- 3 福祉サービスを支える人材の確保・定着

7 推進の柱

事業を次の4つの柱に体系化し、計画的な事業展開を図ります。(第3章を参照)

推進の柱 (大)	推進の柱 (中)
I 地域での支えあいの推進	- 1 多様な主体と進める地域福祉活動の推進
	- 2 自立した生活を地域で支える取り組みの推進
	- 3 災害福祉支援活動の推進
II 福祉サービスの充実	- 1 社会福祉法人・施設の活動促進
	- 2 利用者の権利擁護
III 福祉人材の確保・育成・定着の推進	- 1 福祉人材の確保
	- 2 福祉事業従事者の育成
IV 県社協活動基盤の充実	- 1 課題共有の促進と提言
	- 2 組織・活動基盤の整備

8 計画の進行管理

会員や関係者が参画した計画推進委員会を設置し、本計画を着実に推進します。

9 神奈川県、神奈川県共同募金会との連携の促進

(1) 神奈川県地域福祉支援計画との連携・協働

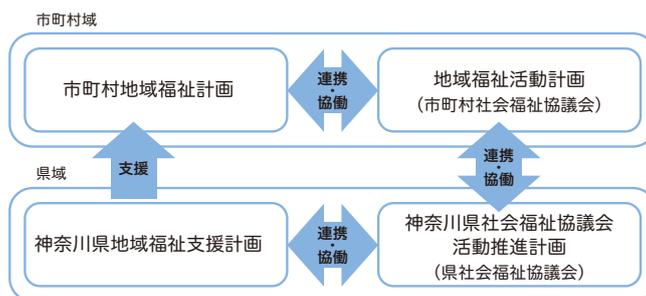
地域福祉を進める上での基盤整備や、各福祉関連計画との調整を求めるとともに、計画の推進において、情報共有の場を持ち、連携して事業を進めます。

神奈川県地域福祉支援計画〔第5期 令和5～8年度〕の概要（以下、計画より抜粋）

1 社会福祉協議会との協働・連携

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、社会福祉協議会の特性と強みである開拓性・即応性・柔軟性などを生かしながら、県・市町村と協働・連携していくことが期待される。
- 神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、「地域福祉支援計画」と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものとする。

地域福祉（支援）計画と地域福祉活動計画の関係イメージ



2 県地域福祉支援計画の重点事項

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ③ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
- ④ 地域における支え合いの推進
- ⑤ バリアフリーの街づくりの推進
- ⑥ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑦ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- ⑧ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ⑨ 生活困窮者等の自立支援

(2) 共同募金運動との連携・協働

寄付を通じた住民参加と社会福祉への理解を進め、民間資金を確保する共同募金運動は、地域福祉の向上と関連性が強く、県共同募金会と連携・協働しながら、活動推進計画の推進を図ります。

- ・ 民間の計画である地域福祉活動計画は、地域住民や関係者（地域住民等）の合意に基づき多様な住民活動・福祉活動の創出や展開が盛り込まれる。計画の策定・見直し時には、多様な活動の資金調達（ファンドレイジング）手法の一つとして、共同募金を積極的に計画に位置づけ、共同募金運動そのものが活性化するように留意いただきたい。

〔令和4年度赤い羽根共同募金運動の実施について〕（全社協、令和4年9月2日）
別紙「令和4年度赤い羽根共同募金運動にかかる社協の取り組み」より抜粋

10 SDGs の目標達成に向けて

2030年までの達成目標として国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）にある、誰一人取り残さない、持続的、包摂的な社会の実現は、本計画が目指す「誰もが尊重され安心して生活できる地域づくりの推進」ともつながるものです。本計画の着実な実施により、SDGsの目標達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



11 神奈川県社会福祉協議会の役割

本会は、地域福祉を推進する県域の中核的な団体として、先駆性・専門性のある取り組みを行うとともに、広域的な課題に対応するため、次の機能を役割とします。

神奈川県社会福祉センター4つの拠点機能

- ①福祉関係団体の連絡調整・交流拠点
- ②福祉・介護・保育人材の養成・育成拠点
- ③情報発信の拠点
- ④災害時における福祉的支援の民間拠点

【参考資料】「活動推進計画（令和3～5年度）」、本会、令和3年度／「神奈川県社会福祉センター（仮称）に関する覚書」、県・本会、平成28年度

県社会福祉協議会の12の機能

- ①地域福祉活動・社会福祉事業の連絡調整、支援を図る「連携・協働の場（プラットフォーム）」
- ②住民（ボランティア、セルフヘルプ・グループ、企業等を含む）の地域福祉活動への参加促進
- ③地域における総合相談・生活支援の仕組みづくりの推進
- ④社会福祉法人・福祉施設の地域での公益的な活動の促進
- ⑤社会福祉法人・福祉施設、社協の経営管理への支援
- ⑥福祉サービスの質の向上への取り組みの推進
- ⑦広域性・専門性を生かした権利擁護の推進、福祉サービス利用援助の実施
- ⑧広域的に対応が必要な、先駆的な社会福祉活動・事業の実施。市町村域での展開に向けた普及・調整
- ⑨県とのパートナーシップ（公私協働）
- ⑩福祉人材の確保・定着・育成の促進
- ⑪情報集約・発信、普及啓発、調査・研究、政策提言・ソーシャルアクション
- ⑫市町村社協、福祉施設種別協議会、関係団体等と連携した、災害福祉支援ネットワークの構築

【参考資料】「新・社会福祉協議会基本要項」、全社協、平成4年／「都道府県社会福祉協議会の活動方針」、全社協、平成24年／「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針（追加方針）」、全社協、平成25年／「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針に関する重点事業の展開方策」、全社協、平成26年／「全社協 福祉ビジョン2020」、全社協

〈「新・社会福祉協議会基本要項」（全社協、平成4年）の見直しの動向〉

全国社会福祉協議会では、令和5年度より、昨今の社会保障、社会福祉の諸制度の動向や、地域福祉の政策化・施策化の進展により、社会福祉協議会が果たす役割がますます広がっていることを受け、また、市町村社会福祉協議会が令和5年に法制化40周年を契機として、これから目指すべき社会福祉協議会の姿を踏まえた、新たな基本要項の策定を進めています。

新たな基本要項は令和6年度末（令和7年3月）に策定が予定されており、本会では「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和6年度～令和10年度）」で整理した機能に加え、新たな基本要項で示される社会福祉協議会の役割や機能も踏まえながら事業を展開していきます。

12 計画体系

計画の 目指す方向	推進の柱		
	〈大柱〉	〈中柱〉	〈小柱〉
基本理念	基本理念を達成するための推進の柱		推進の柱に位置づく推進項目
住民参加と様々な 主体の協働による 誰もが尊重され安 心して生活できる 地域づくりの推進 ～地域共生社会の 実現に向けた地域 福祉の推進～	I 地域での 支えあいの推進	I-1 多様な主体と進める 地域福祉活動の推進	(1) 市町村域における連携・協働の基盤づくり (2) 市町村社会福祉協議会との協働 (3) 社会福祉法人の公益活動との協働 (4) 民生委員児童委員活動との協働 (5) ボランティア活動・企業等との協働
		I-2 自立した生活を地域で 支える取り組みの推進	(1) 権利擁護の体制づくりの推進 (2) 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援 (3) 生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進
		I-3 災害福祉支援活動の推進	(1) 災害福祉支援活動の民間拠点機能の充実
	II 福祉サービスの 充実	II-1 社会福祉法人・ 施設の活動促進	(1) 社会福祉法人・施設等の専門性を活かした 取り組みの推進 (2) 福祉サービスの評価活動への支援
	II-2 利用者の権利擁護	(1) 権利擁護の体制づくりの推進（再掲） (2) 福祉サービスの苦情解決体制の推進	
III 福祉人材確保・ 育成・定着の 推進	III-1 福祉人材の確保	(1) 福祉人材センターによる福祉の求職・求人支援 (2) 福祉・介護の仕事の理解促進 (3) かながわ保育士・保育所支援センター事業の実施 (4) 各種貸付事業を通じた資格取得支援・有資格者の 就労支援の実施	
	III-2 福祉事業従事者の育成	(1) 福祉人材育成研修の充実 (2) 福祉・介護事業者等の人材育成の取り組みの支援 (3) 資格取得支援に向けた取り組みの実施	
IV 県社協活動 基盤の充実	IV-1 課題共有の促進と提言	(1) 情報発信と提言活動	
	IV-2 組織・活動基盤の整備	(1) 組織・活動基盤の強化	

重点課題	県社会福祉協議会の役割	
<p>会員や関係者と総体的に取り組む課題、社会情勢に応じた課題として、横断的に取り組むテーマ</p>	<p>県社会福祉センター 4つの拠点機能</p>	<p>12の機能</p>
<p>1 つながりあう地域づくりに向けた包括的な支援体制整備の促進</p> <p>○社協と社会福祉法人による連携の促進 ○企業など多様な主体と協働した地域福祉活動の促進 等</p>	<p>福祉関係団体の 連絡調整・交流拠点</p>	<p>①地域福祉活動・社会福祉事業の連絡調整、支援を図る「連携・協働の場（プラットフォーム）」</p> <p>②住民（ボランティア、セルフヘルプグループ・企業等を含む）の地域福祉活動への参加促進</p> <p>③地域における総合相談・生活支援の仕組みづくりの推進</p> <p>④社会福祉法人・福祉施設の地域での公益的な活動の促進</p> <p>⑤社会福祉法人・福祉施設、社協の経営管理への支援</p> <p>⑥福祉サービスの質の向上への取り組みの推進</p> <p>⑦広域性・専門性を生かした権利擁護の推進、福祉サービス利用援助の実施</p> <p>⑧広域的に対応が必要な、先駆的な社会福祉活動・事業の実施。市町村域での展開に向けた普及・調整</p> <p>⑨県とのパートナーシップ（公私協働）</p> <p>⑩福祉人材の確保・定着・育成の促進</p> <p>⑪情報集約・発信、普及啓発、調査・研究、政策提言・ソーシャルアクション</p> <p>⑫市町村社協、種別協議会等と連携した、災害福祉支援ネットワークの構築</p>
<p>2 一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実</p> <p>○生活困窮やケアラー等の相談支援ネットワークによる支援の充実 ○特例貸付の借受者に対するフォローアップ支援の実施 等</p>	<p>福祉・介護・保育人材の 養成・育成拠点</p>	
<p>3 福祉サービスを支える人材の確保・定着</p> <p>○法人・事業所と連携した人材確保・定着の取り組み ○セカンドキャリアや外国人等の様々な人材の参入促進に向けた、仕事理解の促進 等</p>	<p>情報発信の拠点</p>	
	<p>災害時における 福祉的支援の民間拠点</p>	
	<p>【参考資料】 <ul style="list-style-type: none"> 「活動推進計画（令和3～5年度）」、県社協、令和3年度 「神奈川県社会福祉センター（仮称）の覚書」、県・県社協、平成28年度 </p>	<p>【参考資料】 <ul style="list-style-type: none"> 「新・社会福祉協議会基本要項」、全社協、平成4年 「都道府県社会福祉協議会の活動方針」、全社協、平成24年 「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針（追加方針）」、全社協、平成25年 「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針に関する重点事業の展開方策」、全社協、平成26年 「全社協 福祉ビジョン2020」、全社協 </p>

第2章 重点課題

会員や関係者と本計画での重点課題の共有化を図り、計画の達成度を象徴的に表すものとして、「目標（定性・定量）」を設定し、その課題解決に向けて取り組みます。

さらに、目標の達成に向けて、計画期間での「活動指標」を定め、事業間連携を促進し、活動を効果的に展開します。

重点課題1 つながりあう地域づくりに向けた包括的な支援体制整備の促進

市町村域において包括的な支援体制の整備が進むよう、継続して重層的体制整備構築支援事業を行い、さらに市町村社協と社会福祉法人が連携した地域でのネットワークづくりを進めます。また、市町村社協による相談支援と地域づくりが一体的に展開できるよう協働して取り組みます。

ともしび基金を活用したボランティア団体等との協働による取り組みや、企業の社会貢献活動とのつながりづくりなど、広域的な観点から多様な主体が協働する機会を作り、地域福祉活動を促進します。

これらの取り組みを通じて、多様な主体によるつながりを作ることで、市町村域における包括的な支援体制の整備を促進します。

目標

市町村地域福祉計画に包括的な支援体制が明示されることに伴い、多様な主体のつながりをつくる活動を進め、市町村域における包括的な支援体制の整備を促進します。

活動指標

活動指標	対応事業 ※数字は実施内容 No
重層的支援体制整備アドバイザー派遣市町村数 【年】新規3市町村 【5カ年】15 / 30市町村のうち（政令市除く）	重層的支援体制整備を促進するため市町村へのアドバイザーを派遣します。 No. 2 包括的な支援体制整備及び重層的体制整備構築支援事業
地域ネットワーク強化に取り組む市区町村数 【年】新規5市区町村 【5カ年】25 / 50市区町村のうち（横浜市各区、川崎、相模原、県域30市町村）	市町村域において包括的な支援体制の整備が進むよう、市区町村社協と社会福祉法人が連携した地域でのネットワークづくりを進めます。 No.12・No.77 経営者部会・市町村社協部会との協働による地域ネットワーク強化
協働モデル助成事業の成果の普及 ・成果の報告会、研修会等 【年】1回 【5カ年】5回 ・事業化、他地域への波及 【5カ年】1事業	ともしび基金を活用し、ボランティア団体や当事者活動を進めるとともに、団体等との協働による取り組みを進め、その成果を県内他地域に普及します。 No.32 ともしび基金による多様な活動等への支援
企業や大学の社会貢献活動紹介事例の情報発信（ホームページ等） 【年】新規2事例 【5カ年】10事例	広域的な観点から企業の社会貢献活動とのつながりを作り、多様な主体の協働による地域福祉活動を促進します。 No.37 企業・大学等との連携 No.38 企業とボランティア活動のつながり支援



重点課題2 一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる支援の充実

地域の中で孤立している生活のしづらさ・生きづらさを抱えた人々が、自分らしく安心して暮らすことができるよう、適切な支援につながるため、町村域における自立相談支援のネットワーク構築への支援に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症による経済的影響を踏まえた特例貸付の借受者に対するフォローアップ支援を市町村社協と協働して展開します。

ケアラー・ヤングケアラーとその家族を地域で支えるために、支援ネットワークを広げる活動を通じて、地域での生活支援の充実を図ります。

加えて、身寄りのない人や親族に頼れない方が最後まで尊厳を持って地域で暮らすことができるよう、身元保証・終活支援の取り組みを、市町村社協と連携して進めます。

目標

生活困窮や社会的孤立から生じる生活課題に対して、支援ネットワークの構築や安心して暮らせるための支援の充実を図ります。

活動指標

活動指標		対応事業 ※数字は実施内容 No
ケアラー支援・研修会実施市町村数 【年】2回 【5カ年】10回	ケアラーや家族が孤立することなく、健康で豊かに生活できることを目的に、支援ネットワークを構築し、地域での生活支援が充実するよう、市町村と協働して普及啓発を図ります。	No. 5 ケアラー支援のネットワークづくり
ライフサポート事業参加法人数 【年】2%増 【5カ年】90法人	生活上の困難に直面している困窮者等の課題解決に向けて、その方の支援の中心となる関係機関とCSWが十分に連携・協働できるように、参加法人の増を目指します。	No.15～18 かながわライフサポート事業の実施
身元保証・終活支援取り組み市町村 【5カ年】7市町村	身寄りがない、親族に頼れない人が最後まで尊厳を持って地域で暮らすことができるよう、身元保証・終活支援の取り組みを市町村社協と連携して進めます。	No.40 身元保証・終活支援の普及
成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣市町村数 【5カ年】20市町村	地域連携ネットワーク構築や、中核機関の設置等体制整備を図るための検討会、勉強会等にアドバイザーを派遣します。	No.45 成年後見制度利用促進
生活再建支援に向けた未応答借受世帯へのアプローチ 【年】未応答債権数 4,000件の減 【5カ年】未応答債権数 20,000件の減	各種通知・案内の未応答債権を減らし、借受世帯への情報提供と債権管理を行い、借受世帯が取り残されることのない支援に取り組みます。	No.56 償還免除等の適切な活用 No.57 償還困難世帯の生活再建に向けたフォローアップ支援
生活困窮者自立相談支援関係機関との町村域ネットワークづくり 【年】新規1町村 【5カ年】5町村 / 14町村のうち	町村域において、生活に困りごとを抱えている人を確実に支援につなげるため、関係機関のネットワークづくりに取り組みます。	No.62 町村域における自立相談支援ネットワーク構築への支援



重点課題3 福祉サービスを支える人材の確保・定着

少子高齢化の進展や人口減少に伴い、福祉人材の不足が社会的な課題となる中で、法人・事業所や関係機関・団体と連携し、人材確保・定着に向けた取り組みを着実に進めます。

セカンドキャリアや外国人などの様々な人材の参入促進がなされるよう、福祉の仕事に対する理解促進を図ります。

目標

福祉人材の確保に向けて、法人・施設等と連携を図り、福祉人材センターにおける採用者数・年 550 人を目指します。

活動指標

活動指標	対応事業 ※数字は実施内容 No
経営者部会・施設部会と福祉人材センターとの連携による人材確保に向けた事例の情報発信（ホームページ等） 【年】新規2事例 【5カ年】10事例	経営者部会・施設部会活動と福祉人材センター事業との連携により、人材確保の好事例などを情報として積極的に発信し、福祉人材の確保につなげます。 No.75～80 経営者部会事業 No.122 福祉・介護人材の需要調査 No.127 神奈川県介護人材確保対策推進会議運営等
求職相談、求人登録件数 【5カ年】新規求人数 9,000件 (10%増) 【5カ年】求職相談件数 12,000件 (10%増)	センターの相談件数を増やし、採用者数の増加につなげます。 No.109 福祉人材センター窓口相談
人材センターホームページのアクセス数 【年】10%増 【5カ年】アクセス数 39,000件	普及啓発動画の視聴者を増やし、幅広く福祉の魅力の普及啓発を図ります。 No.126 広報活動の展開 No.128 福祉・介護の仕事の魅力普及啓発
企業と連携した退職者向け説明会 【年】2回 【5カ年】10回	企業等と連携しながら、福祉の仕事に関する説明会を開催し、定年退職者層等に向けた仕事の理解促進を図ります。 No.130 セカンドキャリアに向けた福祉の仕事の理解促進
組織内の人材育成を高める研修の実施 【年】1回 【5カ年】5回	職場において、職員育成・支援の仕組みが強化されるための研修を実施します。 No.152 スーパーバイザー研修・人材育成体制研修



第3章 推進の柱

I 地域での支えあいの推進

1 多様な主体と進める地域福祉活動の推進

民生委員児童委員、市町村社協、社会福祉法人・施設、ボランティアなど、多様な主体と連携・協働した活動を進めることで、地域での支えあいの基本となる市町村域での住民参加と地域福祉活動を促進します。

また、福祉教育の推進による地域共生社会への理解促進や、民生委員児童委員や地区社協などの地域福祉の要となる担い手の確保に向けた協議を行い、地域福祉活動の充実に向けて、必要な方策の提案につなげます。

企業の社会貢献活動と連携する機会をつくり、地域福祉の推進主体を広げる活動を行います。

【推進項目】

- (1) 市町村域における連携・協働の基盤づくり
- (2) 市町村社会福祉協議会との協働
- (3) 社会福祉法人の公益活動との協働
- (4) 民生委員児童委員活動との協働
- (5) ボランティア活動・企業等との協働

2 自立した生活を地域で支える取り組みの推進

誰もがその人らしく暮らすことができるよう、地域における権利擁護支援の体制づくりを、成年後見利用促進基本計画等の制度・施策の動向を踏まえて推進します。

生活に困窮する世帯への貸付事業や相談支援事業などを通じて、地域での自立した生活を支援します。

【推進項目】

- (1) 権利擁護の体制づくりの推進
- (2) 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援
- (3) 生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進

3 災害福祉支援活動の推進

県社会福祉センターの災害時における福祉支援活動の民間拠点機能を発揮できるよう、平時より関係機関・団体と連携した活動を進めます。

【推進項目】

- (1) 災害福祉支援活動の民間拠点機能の充実

II 福祉サービスの充実

1 社会福祉法人・施設の活動促進

社会福祉法人の経営基盤の強化、地域公益活動の取り組みの促進など、複雑・多様化したニーズに対応する社会福祉法人・施設における専門性を活かした活動を支援します。

また、福祉サービスの質向上に向けた第三者評価の取り組みを推進します。

【推進項目】

- (1) 社会福祉法人・施設等の専門性を活かした取り組みの推進
- (2) 福祉サービスの評価活動への支援

2 利用者の権利擁護

利用者が安心してサービスを利用できるよう、地域における権利擁護の体制づくりを推進するとともに、法人・施設における苦情解決の体制づくりを推進します。

【推進項目】

- (1) 権利擁護の体制づくりの推進（再掲）
- (2) 福祉サービスの苦情解決体制の推進

III 福祉人材確保・育成・定着の推進

1 福祉人材の確保

少子高齢社会が進み、労働人口の減少が見込まれる中、福祉サービスの適切な提供に向けて、福祉人材の確保に関する取り組みを進めます。若い世代やセカンドキャリア、外国人などへの福祉の仕事の理解を広げ、参入の促進を図ります。

【推進項目】

- (1) 福祉人材センターによる福祉の求職・求人支援
- (2) 福祉・介護の仕事の理解促進
- (3) かながわ保育士・保育所支援センター事業の実施
- (4) 各種貸付事業を通じた資格取得支援・有資格者の就労支援の実施

2 福祉事業従事者の育成

多様な背景のある人材の参入や小規模の事業所が増える中、利用者が望む生活を支えるために、法人・事業所と連携して現任研修体系を整備し、社会福祉事業従事者の専門性の向上に取り組みます。また、職場における職員育成・支援の仕組みが強化されるための研修に取り組みます。

【推進項目】

- (1) 福祉人材育成研修の充実
- (2) 福祉・介護事業者等の人材育成の取り組みの支援
- (3) 資格取得支援に向けた取り組みの実施

IV 県社協活動基盤の充実

1 課題共有の促進と提言

社会的孤立、生活困窮、困難な問題を抱える女性や外国人高齢者など様々な課題を抱える人への地域での支援や、地域福祉活動を含む社会福祉活動・事業の担い手の確保、セカンドキャリアや外国人など多様な人材の福祉の仕事への参入促進等、近年の社会的な課題を共有し、行政や関係者に提言します。関係者との協働により、把握した課題に対する取り組みを進めます。

【推進項目】

- (1) 情報発信と提言活動

2 組織・活動基盤の整備

関係機関・団体との「連携・協働の場」としての機能を発揮できるよう、職員の専門性の向上などに取り組みます。

【推進項目】

- (1) 組織・活動基盤の強化

推進の柱に位置づく実施内容は、下表のとおりです。「第4章 実施計画」にて詳細を記載しています。

実施内容一覧

推進の柱Ⅰ 地域での支えあいの推進

Ⅰ-1 多様な主体と進める地域福祉活動の推進

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ	
(1) 市町村域における連携・協働の基盤づくり						18	
①行政・社協の連携・課題共有		1	市町村域の現況把握と課題共有		地域		
		2	包括的支援体制及び重層的支援体制構築支援事業	重点課題1	地域		
		3	連携協働に向けた連絡会・研修会の実施		地域		
	②ネットワークづくり、地域づくり支援		4	生活支援コーディネーター研修等の実施		地域	
			5	ケアラー支援ネットワークづくり	重点課題2	地域	
			6	地域の担い手確保へ向けた環境づくり		地域	
			7	社協職員の専門性の向上の取り組み		地域	
(2) 市町村社会福祉協議会との協働						19	
①市町村社協部会事業の実施		8	各種会議（会長会・局長会・職員会等）の実施		地域		
		9	市町村社協・地域福祉事業推進プロジェクトの実施		地域		
		10	市町村社協による総合相談の取り組みの推進				
		11	階層別・課題別研修の実施		地域		
		12	経営者部会との協働による地域ネットワーク強化	重点課題1	共管		
		13	ブロック別社協連絡協議会との協働		地域		
②市町村社協への支援		14	市町村社協による地域福祉推進実践への支援		地域		
(3) 社会福祉法人の公益活動との協働						21	
①経営者部会事業の実施（Ⅱ-1-（1）②再掲）		15	相談支援の実施	重点課題2	福サ		
		16	運営委員会等の開催		福サ		
		17	ライフサポート事業コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の養成		福サ		
		18	組織横断的支援困難事例の共有		福サ		
②かながわライフサポート事業の実施							
(4) 民生委員児童委員活動との協働						21	
①民生委員児童委員研修の実施		19	新任民生委員児童委員研修		地域		
		20	会長部会長研修		地域		
		21	テーマ別研修		地域		
②民生委員児童委員部会事業の実施		22	民生委員児童委員部会委員会		地域		
		23	民生委員児童委員協議会への活動助成		地域		
		24	持続可能な活動に向けたやりがいや魅力の発信		地域		
		25	地区民児協実践交流集会の実施助成		地域		
③神奈川県民生委員児童委員協議会への協力		26	組織の運営支援		地域		
		27	情報提供の充実		地域		
(5) ボランティア活動・企業等との協働						24	
①ボランティア活動・当事者活動の支援		28	セルフヘルプ・グループへの活動支援、協働		地域		
		29	市町村社協ボランティアセンター等の支援、協働		地域		
		30	ボランティアコーディネーターの育成		地域		
		31	福祉教育の推進		地域		
		32	ともしび基金による多様な活動等への支援	重点課題1	地域		
		33	NPO、企業、大学、行政等との意見交換・協議		地域		
②寄附文化の醸成		34	寄託金品の受け入れと配分		地域		
		35	各種基金増強のための啓発活動		地域		
		36	基金を活用した各種支援への取り組み		地域		
③社会貢献活動の推進		37	企業、大学等との連携	重点課題1	地域		
		38	企業とボランティア活動のつながり支援	重点課題1	地域		

<主管課>（地域）地域課／（権利）権利擁護推進課／（生活）生活支援課／（福サ）福祉サービス推進課／
 （適正化）かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局／（研修）福祉研修センター／（人材）福祉人材センター／
 （総務）総務課／（企画）企画課

I-2 自立した生活を地域で支える取り組みの推進

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ
(1) 権利擁護の体制づくりの推進						26
①権利擁護推進事業の実施		39	権利擁護ネットワーク形成支援		権利	
		40	身元保証・終活支援の普及	重点課題2	権利	
②日常生活自立支援事業の実施		41	福祉サービス利用援助事業		権利	
		42	日常生活自立支援事業の理解促進		権利	
		43	専門員・生活支援員の資質向上への取り組み		権利	
③成年後見制度の推進		44	成年後見制度相談		権利	
		45	成年後見制度利用促進	重点課題2	権利	
		46	市町村社協等の法人後見受任支援		権利	
		47	市民後見人養成支援		権利	
(2) 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援						
①生活福祉資金貸付事業の実施		48	生活福祉資金貸付の実施		生活	
		49	関係機関との連携体制の構築		生活	
		50	担当職員・相談員の資質向上への取り組み		生活	
		51	事業実施体制の確保		生活	
②生活福祉資金償還強化促進事業の実施		52	訪問等による積極的な世帯状況の把握		生活	
		53	中長期滞納予防策の検討・実施		生活	
		54	負担軽減措置の活用による債権整理		生活	
③特別貸付の借受世帯への生活再建支援		55	償還体制整備・確立		生活	
		56	償還免除等の適切な活用	重点課題2	生活	
		57	償還困難世帯の生活再建に向けたフォローアップ支援	重点課題2	生活	
		58	借受世帯の多様性を踏まえた広報の強化		生活	
		59	適切な償還・支援のための体制強化		生活	
(3) 生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進						30
①生活困窮者自立相談支援事業（町村部）の実施		60	自立相談支援の実施		地域	
		61	関係機関との連携・協働によるアウトリーチ型支援の強化		地域	
		62	町村域における自立相談支援ネットワーク構築への支援	重点課題2	地域	
②かながわライフサポート事業の実施（1-1. (3) ②再掲）				福祉		
③地域生活の基盤強化に向けた各種貸付事業の実施		63	貸付事業を通じた児童養護施設等退所者やひとり親家庭への自立支援		福祉	

I-3 災害福祉支援活動の推進

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ
(1) 災害福祉支援活動の民間拠点機能の充実						32
①災害時体制の整備事業の実施		64	災害福祉支援活動方針に基づく活動		共管	
		65	ICTを活用した災害拠点情報共有プラットフォームの構築		共管	
		66	市町村社協との相互協定等による非常時に備えた連携体制の構築		地域	
		67	部会・協議会による災害に強い拠点づくりに向けた取り組み		福祉	
②関係機関・団体との協働による災害時対応の促進		68	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの協働運営		地域	
		69	災害時福祉支援体制整備事業の実施		福祉	
		70	福祉関係団体・NPO等との連携		共管	
		71	関プロ社協相互協定による災害対応支援		共管	

推進の柱Ⅱ 福祉サービスの充実

Ⅱ-1 社会福祉法人・施設の活動促進

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ
(1) 社会福祉法人・施設等の専門性を活かした取り組みの推進						34
①法人・施設の経営・運営支援事業の実施		72	経営相談（一般・専門）、巡回型経営支援事業の実施	重点課題3	福サ	
		73	経営分析支援事業の実施		福サ	
		74	社会福祉事業振興資金貸付事業の実施		福サ	
②経営者部会事業の実施		75	各種会議・研修会の開催	重点課題3	福サ	
		76	会員法人の公益的な取り組み等の推進		福サ	
		77	市町村社協部会との協働による地域ネットワーク強化	重点課題1	共管	
		78	施設部会・経営指導事業等との連携		福サ	
		79	全国経営協、経営青年会との連携		福サ	
		80	災害に強い拠点づくりに向けた取り組み		福サ	
③施設部会・種別協議会事業の実施		81	施設部会各種会議・研修会の開催		福サ	
		82	児童福祉施設協議会		福サ	
		83	母子生活支援施設協議会		福サ	
		84	保育協議会		福サ	
		85	老人福祉施設協議会		福サ	
		86	障害福祉施設協議会		福サ	
		87	社会就労センター協議会		福サ	
		88	福祉医療施設協議会		福サ	
		89	更生福祉施設協議会		福サ	
		90	地域生活施設協議会		福サ	
		91	介護老人保健施設協議会		福サ	
		92	母と子のつどい事業		福サ	
		93	かながわ高齢者福祉研究大会事業		福サ	
		94	保育のつどい事業		福サ	
(2) 福祉サービスの評価活動への支援						37
①福祉サービスの自己評価の推進		95	自己評価の促進、支援のための研修事業の実施		福サ	
		96	利用者意向調査推進事業の実施		福サ	
②福祉サービス第三者評価事業の推進		97	受審促進（事業者説明会等）		福サ	
		98	評価結果公表等		福サ	
		99	評価調査者養成（認定・登録等）		福サ	
		100	評価機関認証（連絡会等）		福サ	
		101	運営委員会等		福サ	

Ⅱ-2 利用者の権利擁護

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ
(1) 権利擁護の体制づくりの推進（Ⅰ-2-(1)再掲）						—
①権利擁護推進事業の実施					権利	
					権利	
					権利	
(2) 福祉サービスの苦情解決体制の推進						38
①苦情解決事業者支援事業の実施		102	苦情解決研修会の開催		適正化	
		103	研修講師の派遣		適正化	
		104	事業者訪問調査の実施		適正化	
		105	苦情解決体制整備への支援		適正化	
②運営適正化委員会事業の実施		106	運営適正化委員会の開催		適正化	
		107	苦情解決委員会の開催		適正化	
		108	運営監視委員会の開催		適正化	

推進の柱Ⅲ 福祉人材確保・育成・定着の推進

Ⅲ-1 福祉人材の確保

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ	
(1) 福祉人材センターによる福祉の求職・求人支援						39	
①求職者・求人事業者への相談支援事業 (無料職業紹介事業)の実施	①福祉人材センター窓口相談	109	福祉人材センター窓口相談	重点課題3	人材		
		110	出張相談(地域相談窓口)		人材		
		111	ハローワーク等関係機関相談支援		人材		
		112	福祉・介護就職相談会(県・地域開催)		人材		
		113	介護福祉士等養成校、求人事業所等への訪問		人材		
		114	関係機関・団体等との連絡・調整の実施		人材		
		115	福祉人材センター運営委員会		人材		
	②福祉・介護事業に関する各セミナー・ 就労ガイダンスの実施	②福祉・介護の仕事を知る懇談会等(県・地域)	116	福祉の仕事を知る懇談会等(県・地域)			人材
			117	ミニセミナー			人材
			118	介護に関する入門的研修			研修
			119	有資格者再就労支援事業			人材
	③福祉・介護の仕事を知る体験事業の実施	③福祉・介護の仕事を知る体験事業の実施	120	就労支援ガイダンス(県・地域、介護福祉士養成施設・大学等学校)			人材
			121	個人・グループによる体験(職場見学等)の実施			人材
			122	福祉・介護人材の需要調査			人材
	④社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究事業の実施	④福祉・介護の仕事を知る体験事業の実施	123	登録者への情報提供			人材
			124	届出制度の周知			人材
			125	届出者の管理			人材
⑤介護福祉士等有資格者届出制度事業の 実施	⑤福祉人材センターの認知度向上に向けた取り組み	126	広報活動の展開	重点課題3	人材		
		127	神奈川県介護人材確保対策連携強化事業の実施	重点課題3	人材		
(2) 福祉・介護の仕事の理解促進						41	
①福祉・介護の仕事の魅力普及事業の 実施	①福祉・介護の仕事の魅力普及事業の実施	128	福祉・介護の仕事の魅力普及啓発	重点課題3	人材		
		129	地域の各種イベント時における福祉・介護の仕事普及啓発		人材		
②セカンドキャリアや外国人人材に 向けた福祉の仕事理解促進	②セカンドキャリアや外国人人材に 向けた福祉の仕事理解促進	130	セカンドキャリアに向けた福祉の仕事の理解促進	重点課題3	人材		
		131	外国人人材に向けた福祉の仕事理解促進		人材		
③中高生に向けたキャリア教育への参加	③中高生に向けたキャリア教育への参加	132	中高生介護体験促進事業		人材		
		133	高校生向け出張授業等の実施		人材		
④教員免許取得にかかる介護等体験の調整	④教員免許取得にかかる介護等体験の調整	134	介護等体験マッチング		人材		
(3) かながわ保育士・保育所支援センター事業の実施						42	
①保育に関する就職支援事業	①保育に関する就職支援事業	135	保育士・保育所支援センター窓口相談		人材		
		136	保育士・保育所支援センター登録者等データベースの管理・運営		人材		
		137	センター事業の広報・周知		人材		
②保育士確保に向けた就職相談会の 開催等	②保育士確保に向けた就職相談会の 開催等	138	就職支援セミナー・就職相談会の開催		人材		
		139	出張相談会の開催		人材		
		140	自治体、ハローワークとの連携		人材		
(4) 各種貸付事業を通じた資格取得支援・有資格者の就労支援の実施						42	
①介護福祉士等修学資金貸付事業の実施(旧制度)	①介護福祉士等修学資金貸付事業の実施(旧制度)	141	修学資金貸付制度(旧制度)		人材		
		②介護福祉士修学資金等貸付事業の実施	142	介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付		人材	
			143	離職した介護人材の再就職準備金貸付		人材	
			144	介護福祉士実務者研修受講資金貸付		人材	
			145	福祉系高校就学資金貸付		人材	
			146	介護分野就職支援金貸付・障害福祉分野就職支援金貸付		人材	
③保育士修学資金等貸付事業の実施	③保育士修学資金等貸付事業の実施	147	保育士修学資金貸付		人材		
		148	保育士就職準備金貸付		人材		
		149	保育補助者雇上費貸付		人材		
		150	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付		人材		
④外国人留学生奨学金等支給支援事業の実施	④外国人留学生奨学金等支給支援事業の実施	151	外国人留学生奨学金等支給支援事業		人材		

Ⅲ-2 福祉事業従事者の育成

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ
(1) 福祉人材育成研修の充実						46
①組織性を高めるための研修の実施	152	スーパーバイザー研修・人材育成体制研修	重点課題3	研修		
	153	キャリアパス対応生涯研修課程等基幹研修		研修		
	154	階層別課題研修		研修		
②専門性を高めるための研修の実施	155	職務別課題研修		研修		
③有資格者向け専門的技能等の確保・向上研修の実施	156	介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（更新研修）		研修		
	157	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（更新研修）		研修		
	158	介護支援専門員養成・資質向上研修		研修		
(2) 福祉・介護事業者等の人材育成の取り組みの支援						47
①職場研修等の支援、情報提供	159	職場研修等の相談支援、情報提供		研修		
②研修実施機関等との連携・調整	160	研修実施機関等との連携・調整		研修		
(3) 資格取得支援に向けた取り組みの実施						47
①介護支援専門員実務研修受講試験並びに実務研修の実施	161	介護支援専門員実務研修受講試験の実施		研修		
	162	介護支援専門員実務研修		研修		
	163	介護支援専門員証交付事務		研修		
②介護支援専門員再研修および実務未経験者に対する更新研修の実施	164	介護支援専門員再研修・実務未経験者に対する更新研修		研修		
③サービス管理責任者等研修の実施	165	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修		研修		
	166	サービス管理責任者等資質向上研修		研修		

推進の柱Ⅳ 県社協活動基盤の充実

Ⅳ-1 課題共有の促進と提言

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ
(1) 情報発信と提言活動						50
①情報発信	167	福祉タイムズの発行、HPでの情報発信、SNSの活用		企画		
②課題集約と政策提言活動	168	政策提言委員会、課題共有の促進		企画		
③新たな課題への取り組み	169	現場のニーズや社会的課題を踏まえた新たな課題への取り組み		関連課		
④福祉関係団体等との協働の促進	170	第2種、第3種正会員連絡会事業の実施		企画		
⑤活動推進計画の推進	171	計画事業の進行管理、外部評価の実施、推進委員会の実施		企画		

Ⅳ-2 組織・活動基盤の整備

推進項目	実施項目	No.	実施内容	重点課題対応事業	主管課	ページ
(1) 組織・活動基盤の強化						52
①組織基盤の強化に向けた取り組み	172	役員等の執行体制の強化		総務		
	173	会員の加入促進		総務		
	174	会員表彰等の実施		総務		
	175	法令順守の徹底		総務		
②財務基盤の強化に向けた取り組み	176	財源確保に向けた取り組み		総務		
	177	適切な執行の徹底		総務		
③事務局機能の強化と人材育成	178	職員の計画的採用と定着への取り組み		総務		
	179	働きやすい職場づくり		総務		
	180	育成研修の実施		総務		
	181	ICTの活用・業務の標準化の促進		総務		
④神奈川県社会福祉センターの管理・運営	182	センターの管理・運営		総務		

第4章 実施計画

推進の柱Ⅰ 地域での支えあいの推進

1 多様な主体と進める地域福祉活動の推進

(1) 市町村域における連携・協働の基盤づくり

市町村域の現状・課題を把握し、集約した情報を生かして、多様な主体による協働・連携の機会を創出し、ともに実践する関係性を構築していきます。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 行政・社協の連携・課題共有 県内市町村・社協の現状を把握し、各市町村域が抱える固有の課題への解決に対する取り組みが促進されるよう、ニーズに応じた情報提供や個別支援を行います。	1 市町村域の現状把握と課題共有 ■自主（会費）	①市町村社協活動現況調査結果の周知・啓発 【年】ホームページを通じた普及啓発 県域の市町村社協の状況把握が可能な現況調査について、市町村域において活用が進むよう積極的に情報発信を行います。 ②重層的体制整備アドバイザー派遣市町村数 【年】新規3市町村 【5カ年】15市町村（政令市除く30市町村の内） 重層的支援体制整備を促進するため市町村へアドバイザーを派遣します。
	2 包括的支援体制及び重層的支援体制構築支援事業 ■委託	
	3 連携協働に向けた連絡会・研修会の実施 ■自主（会費）、委託	
実施項目② ネットワークづくり、地域づくり支援 地域づくりは地域住民や関係機関・団体等、多様な主体によって取り組まれます。多様な主体がつながることができるネットワーク構築を目指すと同時に、地域づくりのコーディネートを行う人材育成に努めます。	4 生活支援コーディネーター研修等の実施 ■委託	①ケアラー支援・研修会実施市町村回数 【年】2回 【5カ年】10回 ケアラーや家族が孤立することなく、健康で豊かに生活できることを目的に、支援ネットワークを構築し、地域での生活支援が充実するよう、市町村と協働して普及啓発を図ります。 ②担い手づくり検討会（ロコ発掘調査隊）の取り組み地域の拡大 【5カ年】3カ所 モデル的な取り組みを踏まえ、実施地域の拡大を目指します。 ③「社協の総合相談」をすすめるための社協ゼミナール（社協コミュニティソーシャルワーク研修等）の参加社協数 【年】2社協 【5カ年】15社協 （政令市含む33市町村社協数の内） 社協ゼミナール参加社協を増やし、県内における社協の総合相談推進のための人材育成を目指します。
	5 ケアラー支援ネットワークづくり ■委託	
	6 地域の担い手確保へ向けた環境づくり ■自主（会費）	
	7 社協職員の専門性の向上の取り組み ■自主（会費）	

(2) 市町村社会福祉協議会との協働

市町村社協を軸に、県や市町村行政、さらには多様な主体との連携・協働により住民の生活の場である身近な圏域における住民活動や地域の支え合い活動を基本にしながら、地域福祉の推進を図ります。併せてそのために必要となる市町村社協組織の運営基盤強化や職員の専門性向上の取り組みを推進します。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
実施項目① 市町村社協部会事業の実施 地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築に向け、市町村域の地域福祉活動の中核である市町村社協の事業の充実や人材育成等組織運営基盤の強化を図り、地域福祉活動の活性化を促進します。	8 各種会議（会長会・局長会・職員会等）の実施 ■自主（会費）	①階層別・課題別研修への参加社協数 【5カ年】 33 市町村社協 市町村社協の職員育成のため、参加者社協数の増加を目指します。 ②地域ネットワーク強化に取り組む市区町村数 【年】 新規5市区町村 【5カ年】 25 市区町村（横浜各区、川崎、相模原、圏域の50市区町村の内） 市町村域において包括的な支援体制の整備が進むよう、市区町村社協と社会福祉法人が連携したネットワークづくりを進めます。
	9 市町村社協・地域福祉事業推進プロジェクトの実施 ■自主（会費）	
	10 市町村社協による総合相談の取り組みの推進 ■自主（会費）	
	11 階層別・課題別研修の実施 ■自主（会費）	
	12 経営者部会との協働による地域ネットワーク強化 ■自主（会費）	
	13 ブロック別社協連絡協議会との協働 ■自主（会費）	
実施項目② 市町村社協への支援 地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携や、地域住民・関係機関・団体の連携・協働による地域福祉推進実践が促進されるよう、取り組みます。	14 市町村社協による地域福祉推進実践への支援 ■自主（会費）	①市町村社協地域福祉活動計画委員会等の各種委員会への参加 【5カ年】 15 市町村社協 （政令市除く30市町村社協数の内） 委員会等への参加により市町村社協の状況を把握し、他社協への情報提供や部会事業に反映します。

社協職員・階層別研修 － かながわ版社協職員育成指針 2022 －

市町村社協部会では、令和2年3月に策定した「かながわの社協指針2020」に基づき、同指針に沿って市町村社協が実施するモデル事業への助成、「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」（以下、プロジェクト）における社協の専門性と組織特性をふまえた職員育成のあり方の検討等、市町村域における包括的支援体制整備を推進していくための取り組みを進めてきました。

中でも、令和3年度から立ち上げたプロジェクトでは、重ねてきた検討の成果を「かながわ版社協職員育成指針2022」の策定と関連研修の企画・実施につなげてきています。

1 「かながわ版社協職員育成指針 2022」策定

各市町村社協が組織一体となって、機能・役割をより発揮していくためのこれからの人材育成を示す指針として、プロジェクトで積み重ねてきた議論を踏まえて令和4年8月に発行しました。

昨今の複雑・多様化する福祉課題に対して、職員が社協の専門性を発揮していけるよう、部会事業以外の研修も含めた社協職員の育成にかかる研修体系や、組織を超えた近隣社協との協力や地区ブロックを活用した人材育成の有効性等を示しています。

2 社協の総合相談をすすめるための関連研修

令和3年度から、社協の総合相談をすすめるための関連研修として「コミュニティソーシャルワーク研修」を実施しています。講義中心の「社協基礎研修」と、受講する社協職員の課題意識や主体性を重視して行う「社協ゼミナール」を設けており、「かながわ版社協職員育成指針2022」で示した研修体系にも盛り込まれています。

社協基礎研修は、社協の基本理解のための講義や各社協の実践事例の報告等を行います。社協ゼミナールでは、講師と社協職員が少人数のゼミナール形式で議論や検討を行います。特徴は、講師と受講者が自らゼミの運営を考え、年度ごとに受講者の課題意識等に基づいたテーマ設定が行われています。所属組織が違うからこそ出てくる意見や質問を重ねる中で、多くの気づきや学びを深めることはもちろん、社協職員同士の交流や日々の情報交換につながる場にもなっています。



かながわ版社協職員育成指針 2022 目次

- 1 社協の専門性と組織特性をふまえた研修体系
- 2 県域、ブロック、各市町村社協、および個々の職員の主体的学習まで、それぞれのレベルでの職員育成の取り組み
- 3 研修以外の職員育成の取り組み
- 4 これからの職員育成の取り組みに向けて



(3) 社会福祉法人の公益活動との協働

民間社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人が、公益性に基づいた事業を積極的に展開することにより、地域における総合的な相談支援の一翼を担うための取り組みを推進します。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
実施項目① 経営者部会事業の実施 (Ⅱ-1-(1)②再掲)	75～80	
実施項目② かながわライフサポート事業の実施 既存の制度や施策、サービスでは対応出来ない生活上の困難に直面している困窮者等への相談支援等について、社会福祉法人等との連携により取り組みます。	15 相談支援の実施 ■その他(特別会費)	①かながわライフサポート事業参加法人数 [年] 2%増 [5カ年] 90法人 生活上の困難に直面している困窮者等の課題解決に向けて、その方の支援の中心となる関係機関とCSWが十分に連携・協働できるよう、参加法人数を増やします。
	16 運営委員会等の開催 ■その他(特別会費)	
	17 ライフサポート事業 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の養成 ■その他(特別会費)	
	18 組織横断的支援困難事例の共有 ■その他(特別会費)	

(4) 民生委員児童委員活動との協働

民生委員児童委員は住民の「身近な相談相手」として、地域での支えあい活動に重要な役割を担っています。民生委員児童委員が他の関係機関・団体とのネットワークを生かした相談支援活動を実施できるよう、研修機会の提供や必要な情報支援を行うとともに、持続可能な委員活動に向けたやりがいや魅力の発信を、オール神奈川で推進します。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
実施項目① 民生委員児童委員研修の実施 民生委員児童委員が、その役割や活動への理解を深め、円滑な民児協運営のための基礎知識や、相談支援に必要な知識・技術等を体系的に習得することで資質向上を図ります。あわせて、住民をよりよい支援につなげられるよう、必要に応じた情報提供を行い、民生委員児童委員の役割理解の促進を図ります。	19 新任民生委員児童委員研修 ■委託	①研修会の開催 [年] 4回 新任委員、会長部会長等の対象別、民生委員児童委員活動に直接役立つ時勢に応じた課題別の研修を開催し、民生委員児童委員の資質向上を図ります。
	20 会長部会長研修 ■委託	
	21 テーマ別研修 ■委託	
実施項目② 民生委員児童委員部会事業の実施 民生委員児童委員活動への期待がより一層高まるなか、「なり手」確保を共通課題とし、多様な手段によるPR活動の	22 民生委員児童委員部会委員会 ■自主(会費)	①県・政令市のブロック間の意見交換、情報共有の推進 [年] 5回 広域の部会としての機能を踏まえた、会議、研修等の機会や地区民児協間同士の交流会や学習会実施に伴う経費の助成を通して、県・政令市のブロックを超えた意見交換、情報共有の機会を設定します。
	23 民生委員児童委員協議会への活動助成 ■自主(会費)	

<p>継続により委員活動のやりがいや魅力を発信し、委員の多様化を視野に入れた民児協運営のあり方の検討を行います。また、県・政令市民児協相互の活動の現状や課題についての情報交換を通して交流を促進し、関係機関・団体への働きかけを行います。</p>	<p>24 持続可能な活動に向けたやりがいや魅力の発信 ■自主（会費）</p>	
<p>実施項目③ 神奈川県民生委員児童委員協議会への協力</p> <p>委員が活動しやすい環境づくりに向け、単位民児協、地区社協、市町村社協との連携し、相互の現状把握と課題の共有化を図ります。全県での活動の促進に向けて、県民児協の調査活動等への助言、協力を行います。</p>	<p>25 地区民児協実践交流集会の実施助成 ■自主（会費）</p>	<p>①県・政令市のブロック間の意見交換、情報共有の推進 【年】5回 民生委員児童委員部会が開催する会議、研修等の機会等を生かし、地区民児協間同士の交流会や学習会実施に伴う経費の助成を通して、県・政令市のブロックを超えた意見交換、情報交換の機会を設定します。</p>
	<p>26 組織の運営支援 ■自主（会費）</p>	
	<p>27 情報提供の充実 ■自主（会費）</p>	

“ありがとうの声が繋がる” 民生委員児童委員活動を伝えたい！

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤・特別職の地方公務員です。児童委員を兼ねることから、民生委員児童委員（以下、委員）と併記されます。

任期は3年となっており、3年に一度、12月1日に全国で一斉に改選されます。再任される方もいますが、およそ3分の1の方が新たに委嘱されています。

民生委員児童委員のやりがいとは

民生委員児童委員と聞くと「よく分からないけど大変そう」と思っている方も少なくないのではないのでしょうか。委員は「地域の身近な相談役」として、住民の困りごとに寄り添った活動をしています。自ら地域住民として地域に密着し、親しみやすく、こまやかな活動は委員ならではといえます。幅広い活動をしているからこそ、委員からは様々な経験からの「やりがい」が聞こえてきます。

- 市外の会社勤めで地域のことは何も知らなかったが、委員になって近隣地域との顔の見える関係が広がり、退職後の今も人間関係が充実している。自分自身もここで安心して老いていくことができると感じられる。
- 福祉に関する知識が身につく、専門職とのネットワークが広がった。これを生かして住民の相談にのることで自分自身も成長でき、活動が楽しくなった。将来の自分にとっても必要な知識や人脈だと思う。
- 多様な世代の人と触れ合うことができる。高齢者からは人生経験に基づく深い話を聞くことができる。孫世代の子の見守り活動では、成長してから声をかけてくれるようになることが嬉しい。

また、定年引き上げなどの動きの中で、退職してから就任するのではなく、仕事などをしながら活動する委員も増えています。

令和3年6月に民生委員児童委員部会にて発行した「“仕事・子育て・介護をしながら”活動している委員に関する調査報告書（※）」では、回答者10,373名のうち、5,520名が仕事・子育て・介護をしながら委員活動していることが明らかになりました。

こうした状況を踏まえ、参加しやすい会議や研修の時間設定、SNSを活用した情報共有を行うなど、活動しやすい環境づくりが進められています。

PR動画を作成しました！

委員のことをもっと知ってほしい、その魅力を伝えたい。そんな思いから、民生委員児童委員部会では、30秒間のPR動画を作成しました。子育て世代のお母さん、見守り対象となる高齢者、社会福祉協議会職員、小学校の校長先生、行政職員、それぞれからの「ありがとう」が集まりました。

動画撮影をする中で、小学校長からは「子どもの様子をしっかり見てくれて、変わった様子があればすぐに相談してくれる。とても心強い存在です」との言葉や、見守りで関わりのある女性からは「委員の言葉かけのおかげで助けられた。本当に感謝しています」との言葉がありました。こうした感謝の声は、委員自身のやりがいにつながり、「ありがとう」の連鎖が生まれています。



PR動画は、県社協ホームページ内「民生委員児童委員部会のページ」より視聴できます。



（※）文中でご紹介した報告書もホームページよりダウンロードできます。

(5) ボランティア活動・企業等との協働

多様な主体の参加による地域づくりに向けて、「課題」「人」「活動」をコーディネートする人材の育成、ボランティアや当事者、関係者等への活動支援、多様な主体との協働事業を実施します。また、各種基金を活用して、新たな活動・つながりの創出を図ります。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
<p>実施項目① ボランティア活動・当事者活動の支援</p> <p>ボランティア、当事者による自主的な活動を通じて力が発揮されるよう、関係機関・団体との連携の中で、それぞれが持つ資源を生かし、多様な活動の場づくりを支援します。合わせて、住民一人一人を大切に支えあう地域社会に向けて連帯・協働する人づくりを推進します。</p> <p>また、世代を越え、思いやりや助け合いの心が育まれるよう、地域福祉推進のための啓発に取り組みます。</p>	<p>28 セルフヘルプ・グループへの活動支援、協働 ■自主（基金）、補助</p> <p>29 市町村社協ボランティアセンター等の支援、協働 ■自主（会費）</p> <p>30 ボランティアコーディネーターの育成 ■自主（参加費）、補助</p> <p>31 福祉教育の推進 ■自主（会費）、補助、 その他（共同募金配分金）</p> <p>32 ともしび基金による多様な活動等への支援 ■自主（基金）</p> <p>33 NPO、企業、大学、行政等との意見交換・協議 ■自主（基金）、補助</p>	<p>①セルフヘルプ活動普及講座のブロック単位での地域開催 【年】1ブロック 【5カ年】全5ブロック（市町村社協部会地区ブロック数） セルフヘルプ活動普及講座を各地域に出向いて開催することで、地域における専門職を中心としたセルフヘルプ・グループへの理解を広めます。</p> <p>②ボランティアコーディネーター研修・スキルアップコースのブラッシュアップした内容での開催 【年】1回 ボランティアコーディネーターの育成のため、より充実した研修実施を行い、ボランティア活動支援を図ります。</p> <p>③福祉教育活動に関する情報交換の実施 【年】1回 市町村社協・福祉教育担当者情報交換会を通じて、福祉教育とボランティア学習に関するプログラムの検討や、福祉教育の取り組みの共有化を図るとともに、活動事例について普及啓発を図ります。</p> <p>④協働モデル助成事業成果の普及 ・成果の報告会、研修会等 【年】1回 【5カ年】5回 ・事業化、他地域への普及 【5カ年】1事業 ともしび基金を活用し、ボランティア団体や当事者活動を進めるとともに、団体等との協働による取り組みを進め、その成果を県内他地域に普及します。</p> <p>⑤ともしびショップ連携会議の開催 【年】1回 ともしびショップの連携会議を設け、それぞれの活動について情報交換を行い、ともしびショップの取り組み等を情報発信します。</p>
<p>実施項目② 寄附文化の醸成</p> <p>寄託者の意向に沿った寄託品の受け入れと配分を行うとともに、それぞれの基金の目</p>	<p>34 寄託品の受け入れと配分 ■自主（基金）</p> <p>35 各種基金増強のための啓発活動 ■自主（基金）、</p>	<p>①地域でのイベントへの出展及び寄附文化の理解啓発 【年】1回 地域のお祭りなどの機会に参加することで、普段福祉にかかわりが少ない人にアプローチし、寄附文化についての周知</p>

<p>的に沿った各種事業を実施します。また基金のさらなる増強や効果的な活用を図るための検討を行います。</p>	<p>その他（共同募金配分金）</p> <hr/> <p>36 基金を活用した各種支援への取り組み ■自主（基金）</p>	<p>活動を行います。</p>
<p>実施項目③ 社会貢献活動の推進</p> <p>多様な企業との関係構築を図るとともに、企業における社会貢献活動と福祉分野の連携の機会を広げます。</p>	<p>37 企業、大学等との連携 ■自主（基金）、 その他（共同募金配分金）</p> <hr/> <p>38 企業とボランティア活動のつながり支援 ■自主（基金）、 その他（共同募金配分金）</p>	<p>①企業や大学の社会貢献活動事例の情報発信（ホームページ等） 【年】新規2カ所 【5カ年】10カ所 広域的な観点から企業の社会貢献活動とのつながりを作り、多様な主体の協働による地域福祉活動を促進します。</p> <p>②企業の社会貢献活動に関する情報交換の実施 【年】1回 寄付・寄贈企業等と情報交換を通じて、企業との関係づくりに取り組み、企業との連携を進めます。</p>

2 自立した生活を地域で支える取り組みの推進

(1) 権利擁護の体制づくりの推進

高齢や障害により判断能力が十分でない方でも地域の中で安心して暮らせるよう、地域の権利擁護の体制づくりを進めます。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 権利擁護推進事業の実施 高齢者や障害者が最後まで自分らしく地域で安心して暮らすための、切れ目のない支援の仕組みを作ります。	39 権利擁護ネットワーク形成支援 ■委託	①身元保証・終活支援取り組み市町村 【5カ年】7市町村（政令市含む33市町村の内） 身寄りがない、親族に頼れない人が最後まで尊厳をもって地域で暮らすことができるよう、身元保証、終活支援の取り組みを市町村社協と連携して進めます。
	40 身元保証・終活支援の普及 ■－	
実施項目② 日常生活自立支援事業の実施 判断能力が十分でない高齢者や障害者が安心して暮らすための福祉サービスの利用援助事業により、地域で安心して暮らし続けることを支えます。	41 福祉サービス利用援助事業 ■補助、自主（会費）	①出前講座の実施 【年】5カ所 適切、効果的な事業の利用に向けて関係機関等に対して業務内容の理解を進めます。 ②専門員、生活支援員新任研修満足度 【年】75% 【5カ年】80% 利用者に対して適切な対応が図られるよう新任の専門員、生活支援員の資質の向上を図ります。
	42 日常生活自立支援事業の理解促進 ■補助、自主（会費）	
	43 専門員・生活支援員の資質向上への取り組み ■補助、自主（会費）	
実施項目③ 成年後見制度の推進 本人の意思決定支援に向けた成年後見制度の利用を推進します。	44 成年後見制度相談 ■委託	①成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣市町村数 【5カ年】20市町村（政令市含む33市町村の内） 地域連携ネットワーク構築や、中核機関の設置等体制整備を図るための検討会、勉強会等にアドバイザーを派遣します。 ②法人後見担当者研修満足度 【年】75% 【5カ年】80% 利用者に対して適切な対応が図られるよう担当職員の資質の向上を図ります。
	45 成年後見制度利用促進 ■委託	
	46 市町村社協等の法人後見受任支援 ■委託	
	47 市民後見人養成支援 ■委託	

身寄りのない方を地域で支えるため ～身元保証・終活支援の普及～

家族関係の変化などを背景に身寄りのない方や、親族がいても頼れない方の身元保証や死後事務に関する課題は、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「狭間の課題」となっており、支援関係者への相談は増加しています。

このような状況を受けて、本会では、施設入所・入院の保証機能に焦点をあてた検討会や、支援関係機関等への実態把握調査、終活支援事例集の作成に取り組んできました。

市町村社協では、日常生活自立支援事業や成年後見事業を通じて、日頃から身寄りのない方の保証機能や死後事務に関するニーズに直面しています。令和3年度から、本会の地域福祉活動支援事業・協働モデル助成により、南足柄市社協と協働で「アンカーサポート事業」を実施しました。この事業は南足柄市社協が、一人暮らしで身寄りがない方などを対象に、施設入所・入院をする際に必要な支援や死後事務を行うものです。

サービス内容は、定期的な訪問と電話による見守りを行う「基本みまもりサービス」、入院中などに金銭管理を行う「入院・入所時支援サービス」、保証人に準ずる事務手続きを行う「保証サービス」、死亡時の葬儀・埋葬に関する手続きを行う「死後事務手続きサービス」があります。「基本みまもりサービス」以外は、希望に応じて契約ができるオプションサービスです。



オンライン視察研修の一コマ

また「保証サービス」並びに「死後事務手続きサービス」を契約する場合は、契約時に預託金が必要となり、預託金の範囲内で、施設入所・入院費用や、葬儀・埋葬費用の支払いを行います。

身元保証・死後事務に関する事業は、比較的長期的な支援が想定され、契約時と変わらない体制が必要になるため、仕組みづくりの必要性を感じつつも、マンパワーや財源面から、なかなか事業の検討や実施に至ることが難しい現状があります。こうしたことを受けて、先行してサー

ビスを行っている他県の社協の先進的な取り組みについて、市町村社協と共にオンライン視察研修を行いました。

身寄りのない方や、親族がいても頼れない方が、地域で最後まで安心して本人らしい生活が送れるよう、少しずつですが、県内の市町村社協での取り組みが始まっています。



(2) 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援

生活福祉資金貸付事業を必要とする借受世帯や相談世帯の自立支援に向けて事業の適切な実施を図るとともに、市区町村社協や民生委員・関係機関とも連携し、地域の相談支援機能を高める取り組みを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた緊急小口資金等の特例貸付の償還開始に伴い、借受世帯の個々の状況に応じた支援に取り組むとともに、効果的・効率的な債権管理を行います。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 生活福祉資金貸付事業の実施 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。	48 生活福祉資金貸付の実施 ■補助 49 関係機関との連携体制の構築 ■補助 50 担当職員・相談員の資質向上への取り組み ■補助 51 事業実施体制の確保 ■補助	①担当職員研修会・事例検討会等の実施 【年】 5回 資金の貸付と必要な相談支援機能の向上に向け、担当者を対象とした研修会・事例検討会等を行います。
実施項目② 生活福祉資金償還強化促進事業の実施 償還率向上を含む債権管理及び借受世帯への支援体制の強化を図ります。	52 訪問等による積極的な世帯状況の把握 ■補助 53 中長期滞納予防策の検討・実施 ■補助 54 負担軽減措置の活用による債権整理 ■補助 55 償還体制整備・確立 ■補助	①所在不明の借受人の住所調査の実施 【年】 500人 【5カ年】 2,500人 借受人の所在確認を徹底することで必要な情報提供、支援につなげるとともに、死亡等により償還見込みのない債権の整理を行い、適正な債権管理に取り組みます。
実施項目③ 特例貸付の借受世帯への生活再建支援 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた緊急小口資金等の特例貸付の借受世帯の生活再建に向け、市区町村社協や自立相談支援機関等と連携し、フォローアップ支援に取り組めます。	56 償還免除等の適切な活用 ■補助 57 償還困難世帯の生活再建に向けたフォローアップ支援 ■補助 58 借受世帯の多様性を踏まえた広報の強化 ■補助 59 適切な償還・支援のための体制強化 ■補助	①生活再建支援に向けた未応答借受世帯へのアプローチ 【年】 未応答債権数を年4,000件減らす 【5カ年】 未応答債権数を20,000件減らす (※) 未応答債権とは、借受者への郵送物発送に対して、償還・免除・猶予のいずれの手続きもなされない債権のこと。その債権数を約60,000件(債権数・約206,000件のうちの30%)から約40,000件まで減らします。 各種通知・案内の未応答債権数を減らし、借受世帯への情報提供と債権管理を行い、借受世帯が取り残されることのない支援に取り組めます。

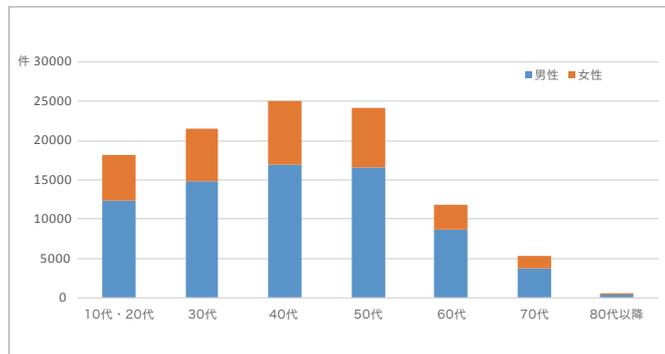
コロナ禍における 緊急小口資金等の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、特例措置が設けられました。

令和2年3月から開始した緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（以下、コロナ特例貸付）は度重なる申請期間の延長を経て、令和4年9月末まで2年6カ月の間、貸付の申請を受け付け、この間、約23万7千件、約878億円の貸付を行いました。

市町村社協の窓口では、殺到する貸付申請への対応に追われながらも、生活に困窮する人々と向き合ってきましたが、より多くの人に速やかに対応するため、市町村社協以外に労働金庫と郵便局を窓口に加え、初めて社協以外での受付を実施しました。また、感染拡大防止のため、郵送による申請受付を初めて行いました。

コロナ特例貸付の借受世帯の性別と年代



●コロナ特例貸付で見えてきたこと

コロナ特例貸付は、突然の減収や失業等により、生活に困窮した人々に迅速に生活資金を届けることで生活を支える役割を果たしました。一方で、迅速な貸付が優先されたため、必要な相談支援ができないまま、貸付する状況となりました。コロナ禍は、それ以前から生活困窮のおそれがあった人や脆弱な生活基盤のもと暮らしていた人の存在を浮き彫りにしたと言われています。

●貸付終了後の取り組み

貸付終了後には、コロナ特例貸付を通して顕在化・深刻化した生活課題に対応するため、厚生労働省から発出された、借受人に対するフォローアップ支援に係る事務連絡に基づき、各種相談窓口や償還免除等の周知や、償還が遅延している借受人に対して訪問等による生活状況の把握等により、生活再建に向けた早期の支援につなげることなどに、順次、取り組んでいます。

これらの支援に当たっては、借受人の困りごとに耳を傾け、寄り添った支援ができるよう、自立相談支援機関をはじめ関係機関とのより密接な連携が大切になると考えています。

本会としても、社協の機能やネットワークを活かした支援が行えるよう、社協の体制整備を図りながら、借受人の生活再建に向けて取り組んでいきます。

(3) 生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進

生活困窮者等の生活支援により個々人のニーズに対応するとともに、孤独・孤立対策支援の観点を持ちながら、地域の住民、社会資源に結びつけていくことができるよう働きかけを行います。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 生活困窮者自立相談支援事業（町村部）の実施 生活困窮者及びその家族等からの相談に応じ、適切にアセスメントを行い必要な支援の提供につなげていきます。また、関係機関とのネットワークづくりの一環として、町村部にある関係機関との情報共有と多機関連携の具体化を目指し、一部町村において支援調整会議を開催するとともに地域が必要とする社会資源の開発等に取り組みます。	60 自立相談支援の実施 ■委託 61 関係機関との連携・協働によるアウトリーチ型支援の強化 ■委託 62 町村域における自立相談支援ネットワーク構築への支援 ■自主	①生活困窮者自立相談支援 関係機関との町村域ネットワークづくり 【年】1町村 【5カ年】5町村（14町村の内） 町村域において、生活に困りごとを抱えている人を確実に支援へつなげるため、関係機関のネットワークづくりに取り組みます。
実施項目② かながわライフサポート事業の実施（I-I-(3)②再掲）	15～18	—
実施項目③ 地域生活の基盤強化に向けた各種貸付事業の実施 児童養護施設等退所者等の円滑な地域生活移行やひとり親家庭等などの自立生活の促進に向け、経済的な生活基盤の確保につながるよう、関係機関と連携しながら生活支援や資格取得、就労促進のための貸付を行います。	63 貸付事業を通じた児童養護施設等退所者やひとり親家庭への自立支援 ■補助	①事業趣旨を踏まえた返還免除件数 【年】各10件 【5カ年】50件 各貸付事業の趣旨を踏まえ、借受者の自立支援策の一つとして、有効な取り組みとなり、要件を満たすことで返還免除を進めます。

生活困窮者自立相談から 地域との支援ネットワーク構築に向けて

生活困窮に関する相談支援の実践において個別支援ケースから把握された複合的な課題として、社会的孤独・孤立や、一見しただけでは分かりにくい精神疾患、疑われる発達障害ゆえの生活のしづらさ、病気、家族・親族間の不和、何らかの支援が必要な子育て家庭、外国籍居住者の生活実態、日本語への理解の困難さ、言葉や文化の課題、SOSを発信することが困難など複合的な課題が重なりあっていることが少なくありません。

多様化・複雑化したニーズへ対応していくには、どこかひとつの支援機関だけでは、対応に限界があることは周知の事実であり「包括的支援体制」の整備をすすめることが、今、求められています。

生活困窮者自立相談支援機関には「地域とのつながり」が求められていますが、まずは、個別支援を通じた地域の関係機関とのネットワークづくりのひとつとして「シエンジャーネット会議」でのケース共有を開始しています。また、地域の中での取り組みから把握された地域課題に対して対応できる取り組みについても検討をはじめています。

相談につながりにくい・潜在して支援が届きにくい世帯へのアプローチ

令和4年度には、生活困窮者支援の現場からの課題を把握するため、二宮町でフードバンク事業を行っているNPO法人から話を聞きました。二宮町では、概ね4つのエリア毎にそれぞれの団体が食糧支援を定期的実施しています。その中で同じ世帯が複数回利用していたり、他のエリアの食糧支援を併用していたりする状況があることが分かりました。それぞれの活動では、緊急時に利用してもらいやすいようハードルを下げる意味合いで、利用者の個人情報を取得していません。利用者個々の生活状況を把握することはあえてしていないのです。

このことから、シエンジャーネット会議の中では、対処療法的な支援で終わらせることのないよう、固定化する利用者層を適切な支援につなげていく仕組みが必要であること、相談の窓口を知っていたとしても自らSOSを発することができない方にどのようなアプローチができるかについて話し合いました。その対応策の一つとしては、ほっとステーションと二宮町社協の連絡先を記載したカードを利用者に渡していくことになり、令和5年度は、食料支援の訪問の際に、この案内カードを配布し、準備を進めました。

この訪問による食料支援では、利用者の方から「訪問してもらおうとホッとする」という声も聞かれています。地域の支援者が一人一人に寄り添い、信頼関係を築き、少しでも相談のハードルを下げていくことを目的に取り組んでいきます。



【シエンジャーネット会議での今後の取り組み課題】

- ・ 守秘義務をかけた支援困難ケースへの支援アプローチを検討する場としての活用
- ・ 自治体、社協、福祉事務所、NPO、民生委員児童委員、多機関等との協働、役割分担
- ・ 制度や福祉サービスの狭間にある課題に目を向け、新たな社会資源・地域づくり
- ・ 支援の実施を入り口にした相談の機会のきっかけづくり
- ・ 地域における継続的な関わり、寄り添う伴走型支援
- ・ アウトリーチ支援を強化し、課題発見機会を増やす仕組みづくり
- ・ 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みとの積極的な連携

3 災害福祉支援活動の推進

(1) 災害福祉支援活動の民間拠点機能の充実

災害福祉支援方針に基づき、社協のネットワークや幅広い団体等が参加する本会の特性を生かして、会員をはじめとした関係機関・団体と連携し、平時から関係機関との協働を進め、災害時の適切な福祉支援活動に取り組みます。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 災害時体制の整備事業の実施 災害時をはじめとした非常時に向け、災害時福祉活動方針を基にした研修や訓練の実施、必要備品等を整備することにより、平時から災害時体制を整備します。	64 災害福祉支援活動方針に基づく活動 ■自主（会費）、 その他（共同募金配分金） 65 ICTを活用した災害拠点情報共有プラットフォームの構築 ■自主（会費）、 その他（共同募金配分金） 66 市町村社協との相互協定等による非常時に備えた連携体制の構築 ■自主（会費）、 その他（共同募金配分金） 67 部会・協議会による災害に強い拠点づくりに向けた取り組み ■自主（会費）	①災害福祉支援方針に基づく研修や訓練の実施 【年】1回以上 平時から方針に基づく研修や訓練の実施を通じて、事務局内での災害時福祉支援活動に係る知識の習得を図るとともに、拠点機能の体制整備を促進します。 ②県社協・市町村社協の災害時相互支援協定に基づく情報共有システムの構築と、システムを活用した研修の実施 【年】1回 県社協・市町村社協の災害時相互支援協定に基づき、災害時の迅速な支援につながるよう、情報共有システムを構築します。また、システムに基づいた研修を実施します。
実施項目② 関係機関・団体との協働による災害時対応の促進 社協のネットワークや幅広い団体等が参加する本会の特性を生かし、会員をはじめとした関係機関・団体とともに、災害時に向けた関係機関との協働を進めます。	68 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの協働運営 ■その他（共同募金配分金） 69 災害時福祉支援体制整備事業の実施 ■委託 70 福祉関係団体・NPO等との連携 ■自主（会費） 71 関プロ社協相互協定による災害対応支援 ■自主（会費）	①行政、NPO等の関係機関・団体との連絡会議への参加 【年】通年 災害時に関係機関・団体と連携した活動を展開するために、平時より関係者との情報共有会議に参加します。

ICT の活用による 災害ボランティアセンターの運営支援 ～復興を目指した被災者に寄り添う活動に向けて～

災害ボランティアセンターの活動

近年、全国各地で起こる災害の際には、被災者の生活の復興を支援する災害ボランティア活動が行われています。災害ボランティア活動は、被災者のニーズ（困りごと、助けてほしいこと）と、活動するボランティアをつなぐ役割が肝心ですが、被災者のニーズとボランティアの活動を結びつけるのが、災害ボランティアセンターが担っているボランティアコーディネートです。

具体的には、被災者から相談を受けて状況を把握し、実際の現場の調査を行った上で、ニーズをアセスメントします。また、活動するボランティアには被災状況などを情報発信し、事前に情報を登録してもらい、支援ニーズとボランティアをマッチング。そしてボランティアのグルーピングや、活動前のオリエンテーションを行い、現地の案内・送迎をしながら、活動を行ってまいります。活動を終了後はボランティアからの報告を受け、活動の継続や終了の評価をして次の活動につなげるなど、ニーズ把握から終結まで、一連の業務を行っています。

速やかな災害福祉支援活動に向けた ICT の活用

平成 28 年の熊本地震以降、被災地の市町村の災害ボランティアセンターでは、業務の ICT 化が進みました。

本会では、災害時の相互支援を目的として、市町村社協と災害に関する協定を結んでいます。災害時の相互支援に向けて、令和 5 年度に災害時の業務支援システムを導入し、ICT 化を図りました。

このシステムにより災害の際にボランティア活動のコーディネートを速やかに行うことが可能になりますが、併せて平時からシステムを使った定期的な勉強会や研修会を開催し、市町村災害ボランティアセンターの設置運営訓練へのアドバイスなどを行っています。

なお、システムは市町村社協と災害に関する情報共有ツールとしても活用していきますが、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の際の県外災害時支援活動においては、県内社協職員の応援派遣に関する情報共有を図りました。このように、業務の ICT 化を図ることにより、より一層被災者に寄り添える災害福祉支援活動を目指して取り組みを進めます。



ICTを活用した災害 VC 運営支援システムの勉強会

推進の柱Ⅱ 福祉サービスの充実

1 社会福祉法人・施設の活動促進

(1) 社会福祉法人・施設等の専門性を活かした取り組みの推進

ニーズの多様性や複合化に対するサービスの専門性・持続性を高めるため、法人経営や施設運営の支援を行うとともに、多様な働き方等を踏まえた職員の定着を促進します。また、社会福祉施設が種別ごとに行う自主的な研修や情報交換などの活動や分野・種別を横断した取り組み、社会福祉法人・施設等の公益的な取り組みを支援します。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
実施項目① 法人・施設の経営・運営支援事業の実施 社会福祉法人等の経営・運営基盤の強化、適正な運営と利用者へのサービス向上が図られるよう、経営相談の活用や研修の実施、自主的な取り組みの推進を図ります。	72 経営相談（一般・専門）、巡回型経営支援事業の実施 ■自主（会費）	①地域巡回型のアドバイザー派遣による経営支援の実施 【年】10法人 【5カ年】50法人 メールによる経営相談や経営支援レポートの発信に加え、専門のアドバイザーが会員法人・施設へ出向き、率直な意見交換を行い、優先的な経営課題や対応のポイント等を助言します。 ②永続的・安定的な事業運営に向けた課題の把握、実践に役立てる研修会の実施 【年】10法人 【5カ年】50法人 簡易経営分析等の手法を用いて自法人の強み・弱みを把握するとともに、研修会の参加者相互の意見交換により、他法人の取り組みを学び、今後の経営課題等に取り組みます。
	73 経営分析支援事業の実施 ■自主（会費）	
	74 社会福祉事業振興資金貸付事業の実施 ■自主、補助	
実施項目② 経営者部会事業の実施 地域福祉推進の一翼を担う県全域の会員組織として、社会のセーフティネットとしての役割と新たな福祉的ニーズや課題を共有しながら、各法人がもつ多様な強みを生かし、柔軟なサービス提供、分野・種別を越える連携・協働により、地域共生社会の実現を目指します。	75 各種会議・研修会の開催 ■自主（会費）、その他	①課題別検討委員会活動成果の普及 人材確保、公益的な取り組み、災害対応に関する課題別検討委員会活動の成果を会員法人へ普及して、各会員法人の取り組みに役立てるとともに、会員からの新たなニーズを把握して、経営者部会の事業や取り組みへ反映します。 ②地域ネットワーク強化に取り組む市区町村数 【年】新規5市区町村 【5カ年】25市区町村（横浜各区、川崎、相模原、地域の50市区町村の内） 市区町村域において市区町村社協と会員法人が連携・協働しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組めるよう、地域でのネットワークづくりを進めます。 ③経営者部会・施設部会と福祉人材センターとの連携による人材確保に向けた事例の情報発信（ホームページ等） 【年】新規2事例 【5カ年】10事例 経営者部会・施設部会活動と福祉人材センター事業との連携により、人材確保の好事例などを情報として積極的に発信
	76 会員法人の公益的な取り組み等の推進 ■自主（会費）	
	77 市町村社協部会との協働による地域ネットワーク強化 ■自主（会費）	
	78 施設部会・経営指導事業等との連携 ■自主（会費）	
	79 全国経営協、経営青年会との連携 ■自主（会費）	
80 災害に強い拠点づくりに向けた取り組み ■自主（会費）		

		<p>し、福祉人材の確保につなげます。</p> <p>④全国経営協事業・活動との連携強化 全国経営協南関東甲静ブロック会議の運営を行いながら、全国経営協活動との連携強化を図り、最新の制度動向や災害対応、ICTの取り組み等を会員法人へ情報発信するとともに、必要な政策提言活動につなげます。</p>
<p>実施項目③ 施設部会・種別協議会事業の実施</p> <p>サービスの質の向上や地域貢献を目指した社会福祉施設の自主的な活動を推進します。</p>	<p>81 施設部会各種会議・研修会の開催 ■自主（会費）</p> <p>82 児童福祉施設協議会 ■自主（会費）</p> <p>83 母子生活支援施設協議会 ■自主（会費）</p> <p>84 保育協議会 ■自主（会費）</p> <p>85 老人福祉施設協議会 ■自主（会費）</p> <p>86 障害福祉施設協議会 ■自主（会費）</p> <p>87 社会就労センター協議会 ■自主（会費）</p> <p>88 福祉医療施設協議会 ■自主（会費）</p> <p>89 更生福祉施設協議会 ■自主（会費）</p> <p>90 地域生活施設協議会 ■自主（会費）</p> <p>91 介護老人保健施設協議会 ■自主（会費）</p> <p>92 母と子のつどい事業 ■自主（会費）</p> <p>93 かながわ高齢者福祉研究大会事業 ■自主（会費）、参加費</p> <p>94 保育のつどい事業 ■自主（会費）</p>	<p>①利用者ニーズに基づく安心・安全で、利用者にとって必要な福祉サービスの提供 会議・研修会の意見やアンケート調査結果等により、会員施設の運営課題を把握・共有して、各会員施設の学びの機会や会員相互の交流・協働を図りながら、利用者にとって必要なサービスの提供と政策提言活動を進めます。</p> <p>②サービスの質の向上や権利擁護に向けた取り組みの充実 分野・種別の特性に応じた会員組織の自主的な活動や関係部所との事業連携により、サービスの質の向上や権利擁護に向けた取り組みの充実を目指します。</p>

ひとつでつなぐ福祉のしごと

経営者部会会員法人が取り組む人材確保・育成・定着事例集

令和3・4年度の経営者部会・課題別検討委員会では、テーマのひとつに「福祉人材の確保・育成・定着」を掲げ、コロナ禍を経て、社会情勢もライフスタイルも大きく変化した今の時代に合わせた人材確保・育成・定着の方法について、会員法人の実践事例から学ぶことを目的に、約530の会員法人へアンケート調査を行いました。その中から効果が得られたと思われる8法人の取り組みを事例集としてまとめ、会員法人で共有しています。

この事例集では、①働く側に合わせた雇用環境の整備、②ホームページ等による求職者を意識した情報発信、③無資格・未経験者の積極的受入れに伴う研修の充実、④人事考課など評価の仕組みを通じた経営・管理者と職員との対話など、複数の方法を組み合わせて法人のカラーを表現することで、効果が得られている状況がうかがえます。

分野・種別を越えた法人の成り立ちや地域性を踏まえた取り組みについて次の内容をご紹介します。

- ・業務細分化と働く人ファーストで多くの人材を獲得／(福) 吉祥会
- ・一人ひとりのライフスタイルを大切に誰もが活躍する保育現場を実現／(福) 育秀会
- ・働きがいと働きやすさの創造で保護者にも保育士にも選ばれる／(福) 大慈会
- ・実習生の積極的な受入れが採用と日々のブラッシュアップにつながる／(福) 恵和
- ・職員との信頼関係で離職を減らし、働きやすい職場へ／(福) 地域福祉協会
- ・求職者を意識したホームページで共感する人に出会う／(福) 川崎聖風福祉会
- ・地域貢献活動が法人の魅力に～法人理念の共感を軸に／(福) 相模福祉村
- ・確実に響く情報発信と未来につながる価値ある仕事の共有／(福) 横浜社会福祉協会



会員法人からは「法人経営・施設運営が非常に厳しい状況にあっても、学ぶべきことや工夫・努力できることは多いと実感した」「経営者部会という集合体の力を自法人でも吸収していきたい」等の声をいただくことができました。



◁事例集はこちらからご覧ください

(2) 福祉サービスの評価活動への支援

福祉サービス第三者評価事業等を通し、業務改善等の取り組みが図られるよう支援し、福祉サービスの質の向上につなげます。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
実施項目① 福祉サービスの自己評価の推進 福祉サービスの質の向上を目指すため、事業者が利用者の声を聞きながら、自らのサービス内容を評価するなどの自己評価活動を支援します。	95 自己評価の促進、支援のための研修事業の実施 ■補助	①福祉サービス第三者評価における自己評価参考様式の検討 【5カ年】2回 福祉サービス第三者評価の基本となる受審事業者による自己評価について、各評価機関の独自性を生かしつつより効果的な実施が進むよう、推進機構として参考様式を提案します。 ②福祉サービス利用者意向調査キット回答項目の検討 【5カ年】2回 福祉サービス利用者の意向を適切に把握できるよう、より回答しやすい回答項目のあり方について検討を進めます。
	96 利用者意向調査推進事業の実施 ■自主（手数料）	
実施項目② 福祉サービス第三者評価事業の推進 神奈川県福祉サービス第三者評価推進要綱に基づく「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の事務を担い、県との連携のもと第三者評価の取り組みを推進します。	97 受審促進（事業者説明会等） ■補助	①福祉サービス第三者評価の年間受審数 【年】5%増 【5カ年】480件 事業者説明会のオンライン開催を継続し、多くの事業者が参加しやすい環境を維持しつつ、広報資料の配布等により受審促進を図ります。 ②福祉サービス第三者評価の充実に向けた取り組み 【5カ年】評価調査者養成研修体系の整理等 評価調査者養成研修の内容や評価調査・公表に関わるプロセスから様式等のあり方について、運営委員会および各部会での検討を継続します。
	98 評価結果公表等 ■補助	
	99 評価調査者養成（認定・登録等） ■補助	
	100 評価機関認証（連絡会等） ■補助	
	101 運営委員会等 ■補助	

2 利用者の権利擁護

(1) 権利擁護の体制づくりの推進 (I-2- (1) 再掲)

(2) 福祉サービスの苦情解決体制の推進

福祉サービスの苦情解決事業を通し、利用者からの苦情への適切な対応が図られるよう支援し、福祉サービスの質の向上につなげます。また、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るよう、調査・助言を行います。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
実施項目① 苦情解決事業者支援事業の実施 福祉サービス事業者における利用者からの苦情への対応力が強化されるよう、支援を行います。	102 苦情解決研修会の開催 ■補助、自主 (受講料)	①苦情解決研修会の開催 【年】 3回 苦情受付担当者等の資質向上、福祉サービスの質の向上に向けて、苦情解決委員会委員等を講師とする研修会を開催します。 ②事業者訪問調査の実施 【年】 8カ所 事業者における苦情解決体制や対応状況等を把握するため訪問調査を行い、事業者の苦情解決の仕組みが円滑に機能されるよう支援します。
	103 研修講師の派遣 ■補助	
	104 事業者訪問調査の実施 ■補助	
	105 苦情解決体制整備への支援 ■補助	
実施項目② 運営適正化委員会事業の実施 国の事業実施要綱等に基づき、苦情解決委員会において福祉サービス利用者からの苦情相談に対応するとともに、運営監視委員会により日常生活自立支援事業の適正な運営を確保します。	106 運営適正化委員会の開催 ■補助	①運営適正化委員会、苦情解決委員会、運営監視委員会の開催 【年】 通年 福祉サービス利用者からの苦情を適切に解決するとともに、日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するため、運営適正化委員会及び合議体である苦情解決委員会と運営監視委員会を開催します。
	107 苦情解決委員会の開催 ■補助	
	108 運営監視委員会の開催 ■補助	

推進の柱Ⅲ 福祉人材確保・育成・定着の推進

1 福祉人材の確保

(1) 福祉人材センターによる福祉の求職・求人支援

福祉・介護、保育にかかる人材の確保に向けて、求職者への個別相談をはじめ、求人事業者・施設等のニーズ把握を行い、適切なマッチングに努めます。また、福祉・介護の仕事内容ややりがいを伝える機会を多様に持ち、福祉・介護の仕事への理解促進を図ります。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
<p>実施項目① 求職者・求人事業者への相談支援事業（無料職業紹介事業）の実施</p> <p>求職者・求人事業者の個々のニーズに対応した相談支援等を行い、適切なマッチングにつなげます。</p>	<p>109 福祉人材センター窓口相談 ■委託</p>	<p>①求職相談、求人登録件数 ・新規求人件数 【5カ年】9,000件（10%増） ・求職相談件数 【5カ年】12,000件（10%増） センターの相談件数を増やし、採用者数の増加につなげます。</p> <p>②マッチング件数 【年】550件 積極的に地域に出向き、COOLシステムの登録求人と求職者を増やししながら、マッチングを行います。</p>
	<p>110 出張相談 （地域相談窓口） ■委託</p>	
	<p>111 ハローワーク等関係機関 相談支援 ■委託</p>	
	<p>112 福祉・介護就職相談会 （県・地域開催） ■委託、自主（負担金）</p>	
	<p>113 介護福祉士等養成校、求 人事業者等への訪問 ■委託</p>	
	<p>114 関係機関・団体等との連 絡・調整の実施 ■委託</p>	
	<p>115 福祉人材センター運営委 員会 ■委託</p>	
<p>実施項目② 福祉・介護事業に関する各セミナー・就労ガイダンスの実施</p> <p>福祉・介護の仕事内容、やりがい等をさまざまな媒介手段を用いて広く伝えることで、福祉・介護分野が、学生や未就労者等の職業選択肢となるよう取り組みます。</p>	<p>116 福祉の仕事を知る懇談会 等（県・地域） ■委託</p>	<p>①「福祉の仕事を知る懇談会」等の開催回数 【年】26回（内、地域開催16回） 求人事業者の人との懇談や質疑等を通じて、仕事の理解につなげます。</p> <p>②「就労支援ガイダンス」の実施回数 【年】11回（内、地域開催8回） 求職者の就職活動の一助となるよう、施設関係者の求める人材をテーマにした講演等を実施します。</p>
	<p>117 ミニセミナー ■委託</p>	
	<p>118 介護に関する入門的研修 ■委託</p>	
	<p>119 有資格者再就労支援事業 ■委託</p>	
	<p>120 就労支援ガイダンス （県・地域、介護福祉士養成施設・大学等学校） ■委託</p>	

<p>実施項目③ 福祉・介護の仕事を知る体験事業の実施</p> <p>福祉・介護の就労希望者が就職活動を展開する契機となるよう、施設・事業所への見学会や仕事体験の機会を提供します。</p>	<p>I21 個人・グループによる体験（職場見学等）の実施 ■委託</p>	<p>①「施設への見学会」等の実施回数 【年】8カ所 より現場を身近に感じてもらえるよう、見学会等を実施し、現場をより身近に感じてもらえる機会を提供します。</p>
<p>実施項目④ 社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究事業の実施</p> <p>人材確保・定着支援に関する調査を通じて法人、施設・事業所の現在の課題を把握し、センター事業の展開方針への反映等につなげます。</p>	<p>I22 福祉・介護人材の需要調査 ■委託</p>	<p>①法人、施設・事業所と連携したWEBによるアンケート調査の実施 【年】1回 人材確保策の基礎資料とするためのWEBによるアンケート調査については、運営委員会や経営者部会等を通じて、施設・事業所の意見を聞きながら調査票の設計を行い、結果を公開します。</p>
<p>実施項目⑤ 介護福祉士等有資格者届出制度事業の実施</p> <p>介護福祉士等有資格者に福祉人材センターへの登録を促し、福祉人材センターから福祉・介護業界に関わる情報、各セミナー、就職相談会等の情報提供をタイムリーに行うことで、就職を支援するとともに、福祉・介護の仕事への定着を図ります。</p>	<p>I23 登録者への情報提供 ■委託</p> <p>I24 届出制度の周知 ■委託</p> <p>I25 届出者の管理 ■委託</p>	<p>①新規「介護福祉士等有資格者届出者」数 【年】450人 相談会等を通じて届出制度の周知を図り、届出者数を増やします。</p>
<p>実施項目⑥ 福祉人材センターの認知度向上に向けた取り組み</p> <p>福祉人材センターの認知度向上におき、様々なメディアを活用し、周知に努めます。</p>	<p>I26 広報活動の展開 ■委託</p>	<p>①人材センターホームページのアクセス数 【年】10%増 【5カ年】アクセス数139,000件 普及啓発動画の視聴者数を増やし、幅広く福祉の魅力の普及啓発を図ります。</p>
<p>実施項目⑦ 神奈川県介護人材確保対策連携強化事業の実施</p> <p>県内の介護事業者関係団体、職能団体、介護人材養成施設等と、介護人材確保・定着にかかる課題を共有し、連携しながら支援策に取り組みます。</p>	<p>I27 神奈川県介護人材確保対策推進会議運営等 ■委託</p>	<p>①フォーラムの開催 【年】1回 推進会議の検討成果として、フォーラムを開催します。</p> <p>②経営者部会・施設部会と福祉人材センターとの連携による人材確保に向けた事例の情報発信（ホームページ等） 【年】新規2事例 【5カ年】10事例 経営者部会・施設部会活動と福祉人材センター事業との連携により、人材確保の好事例などを情報として積極的に発信し、福祉人材の確保につなげます。</p>

(2) 福祉・介護の仕事の理解促進

福祉・介護の人材確保が社会的な課題となる中で、若年層やセカンドキャリア、外国人など、より多くの人が、福祉・介護・保育の仕事に就くことを考えることができるよう、そのきっかけづくりや情報提供を行います。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
<p>実施項目① 福祉・介護の仕事の魅力普及事業の実施</p> <p>福祉・介護の仕事の魅力周知に向け様々な機会を捉えて、広報啓発活動を行います。</p>	<p>128 福祉・介護の仕事の魅力普及啓発 ■委託</p> <p>129 地域の各種イベント時における福祉・介護の仕事普及啓発 ■委託</p>	<p>①各イベントによる広報啓発活動箇所数 【年】20カ所 パネル展示等、多様な手段により福祉・介護・保育の仕事の魅力を広報します。</p>
<p>実施項目② セカンドキャリアや外国人人材に向けた福祉の仕事理解促進</p> <p>セカンドキャリアの方々や外国人の方々が福祉人材として活躍できるよう、仕事の理解促進を図ります。</p>	<p>130 セカンドキャリアに向けた福祉の仕事の理解促進 ■委託</p> <p>131 外国人人材に向けた福祉の仕事理解促進 ■委託</p>	<p>①セカンドキャリア層に向けた仕事理解促進の説明会等の実施 【年】2カ所 【5カ年】10カ所 企業等と連携しながら、福祉の仕事に関する説明会を開催し、定年退職者層等に向けた仕事理解の促進を図ります。</p> <p>②外国人雇用に関する関係機関との意見交換場の設定 【年】1回 関係機関との意見交換等を通じて外国人雇用の状況を把握します。</p>
<p>実施項目③ 中高生等に向けたキャリア教育への参加</p> <p>生徒・学生が進路を決める時に福祉・介護の仕事がその選択肢となるよう、仕事の内容や魅力について学ぶ機会を設けます。</p>	<p>132 中高生介護体験促進事業 ■委託</p> <p>133 高校生向け出張授業等の実施 ■委託</p>	<p>①公立中学校・高校への情報提供 【年】全校配布1回 県教育委員会との連携により、公立中学校へ福祉の仕事に関する資料を配布します。</p> <p>②出張介護事業の企画・実施 【年】2回 【5カ年】10回 県教育委員会と連携し、学校が企画する福祉等の授業における企画等に協力します。</p>
<p>実施項目④ 教員免許取得にかかる介護等体験の調整</p> <p>教員を目指す学生が様々な人とのコミュニケーションが図れるように福祉・介護施設での体験にあたっての事業調整を行います。</p>	<p>134 介護等体験マッチング ■自主（負担金）</p>	<p>①計画的に着実な調整 学生の介護等体験が8月から2月にかけて実施できるよう、準備・調整、事後の事務処理を進めます。</p>

(3) かながわ保育士・保育所支援センター事業の実施

保育士及び保育事業所ニーズを把握し、潜在保育士等の掘り起こしをはじめ、保育人材の確保・定着をはかります。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
実施項目① 保育に関する就職支援事業 求職者の状況に応じた、適切な求人情報等の提供や個別相談など、就労に向けたサポートをします。また求人事業者へ、求職者のニーズ・動向などについて情報提供し、雇用につながりやすい形態などについて、伝えていきます。	135 保育士・保育所支援センター窓口相談 ■委託 136 保育士・保育所支援センター登録者等データベースの管理・運営 ■委託 137 センター事業の広報・周知 ■委託	①かながわ保育士・保育所支援センターによるマッチング件数 [年] 100件 人材センター事業と連携し、保育士・保育所支援センターの活用を促し、マッチングにつなげます。
実施項目② 保育士確保に向けた就職相談会の開催等 保育士養成施設の学生や保育所等に勤務していない有資格者にとって就労の契機となるよう、就職支援セミナーや就職相談会を開催します。	138 就職支援セミナー・就職相談会の開催 ■委託 139 出張相談会の開催 ■委託 140 自治体、ハローワークとの連携 ■委託	①就職相談会等の開催数 [年] 4回 保育士・保育所支援センター主催による就職相談会を実施します。

(4) 各種貸付事業を通じた資格取得支援・有資格者の就労支援の実施

福祉・介護・保育に関する資格取得支援や、有資格者の福祉施設等への就労支援を目的に各種貸し付けを行い、県内福祉施設等の人材の確保・定着につなげます。

実施項目	実施内容 (■主な財源)	活動指標
実施項目① 介護福祉士等修学資金貸付事業の実施 (旧制度) 介護福祉士等修学資金借受者の状況の変化を的確に把握し、適切な手続き、債権管理を行います。	141 修学資金貸付制度 (旧制度) ■補助	①借受人・連帯保証人との返還状況の共有 年2回の「残額のお知らせ」の発行により、返還への意識付け、滞納の解消に取り組みます。
実施項目② 介護福祉士修学資金等貸付事業の実施 介護福祉士等養成施設の学生や介護職の復職を希望している方等に対し、各種資金を貸し付けることにより、国家資格取得支援や就労支援を行い、県内福祉施設等での人材の確保・定着につなげます。	142 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付 ■補助 143 離職した介護人材の再就職準備金貸付 ■補助 144 介護福祉士実務者研修受講資金貸付 ■補助	①人材センター事業との連携強化 人材センター事業との連携として、貸付申請者の就職、再就職の際、人材センターの求職登録等を通して福祉施設等への就労支援を行い、人材の確保・定着につなげます。

	<p>145 福祉系高校修学資金貸付 ■補助</p>	
	<p>146 介護分野就職支援金貸付・障害福祉分野就職支援金貸付 ■補助</p>	
<p>実施項目③ 保育士修学資金等貸付事業の実施</p> <p>保育士養成施設の学生や保育所等に勤務していない有資格者に対し、各種資金を貸し付けることにより、国家資格取得支援や就労支援を行い、県内保育所等での人材の確保・定着につなげます。</p>	<p>147 保育士修学資金貸付 ■補助</p> <p>148 保育士就職準備金貸付 ■補助</p> <p>149 保育補助者雇上費貸付 ■補助</p> <p>150 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 ■補助</p>	<p>①保育士・保育所支援センター事業との連携強化 保育士・保育所支援センター事業との連携として、貸付申請者の就職、再就職の際、保育士・保育所支援センターの求職登録等を通して保育所等への就労支援を行い、人材の確保・定着につなげます。</p>
<p>実施項目④ 外国人留学生奨学金等支給支援事業の実施</p> <p>外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するために、介護施設等が実施する外国人留学生に対する奨学金等の事業補助の申請受付・実施状況の確認・報告等の取りまとめを行います。</p>	<p>151 外国人留学生奨学金等支給支援事業 ■委託</p>	<p>①申請・実績報告の取りまとめの実施 外国人留学生に対する奨学金等の支給支援に関する申請・実績報告において、書類確認、取りまとめを円滑に進めていきます。</p>

福祉介護の就職相談会 ～「出会い」の機会を確実に作る～

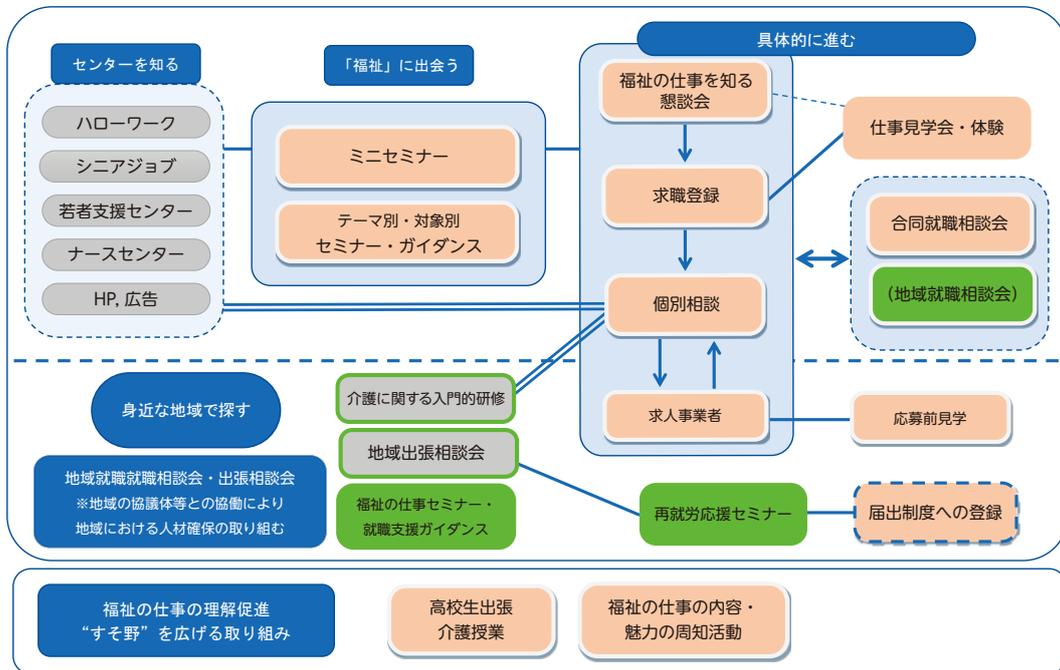
かながわ福祉人材センターでは、無料職業紹介所として、社会福祉施設・事業所と福祉・介護・保育に従事する人々との橋渡しを行っています。窓口等による相談の他に、さまざまな接点を設けていますが、就職相談会では、求人事業者としての社会福祉施設・事業所の関係者と求職者が直接やり取りできる場となっています。ここでは、給与・休暇等の処遇や一般的な相談だけでなく、見学や体験したいといった、具体的な要望に応えられる、就職につながる良い機会になっています。

地域版相談会や保育分野に特化した相談会

全県域を対象にした相談会を、年に3回、横浜で実施していますが、遠方の方にも施設・事業所の方と出会う機会となるよう、地域版の相談会も実施しました。また、人材センター併設の保育士・保育所支援センターでは、保育分野に特化した相談会を行ったほか、令和3年度から、児童福祉分野の相談会を実施しています。さらに、福祉・介護・保育の仕事がどのようなものなのかイメージできるよう、人材センター職員がセミナーやガイダンスにおいて、紹介や説明を行ってきました。しかしながら、この方法は、最初から福祉分野で仕事を探している人には有効ですが、福祉分野に就業するかどうかを迷っている人にとっては、若干敷居が高いものと考えられます。そこで、敷居を下げる意味で、懇談会方式で運営する「福祉の仕事を知る懇談会」を実施し、施設・事業所の方に参画いただき、施設・事業所の取り組みを話してもらいました。

新型コロナウイルス感染症の行動制限がある間は、相談会の求人ブースの定員を減らしたり、セミナーをハイブリッド方式で実施したりしながら、求職者の方と施設・事業者の方との「出会い」の機会を大切にしてきました。

かながわ福祉人材センター 就労支援事業フロー



就職相談会の様子



介護人材確保・定着・育成についての継続的協議

神奈川の介護福祉が目指す姿（5つの視点）

- 1 “プラスの価値”
人間の尊厳を守るための“プラスの価値”の理解
- 2 介護福祉の文化の発信
“3大介護”の先にある「神奈川の介護福祉」、人間の尊厳等の発信
- 3 専門性の深化
「介護福祉の専門性」を深め、介護福祉の価値を高める
- 4 人材の多様性から生まれる奥行き
多様な人材の参入による介護福祉の多様性、奥深さの理解
- 5 “きっかけの気持ち”を大切に神奈川
介護福祉への興味、きっかけを重視する介護福祉の現場づくり

かながわ福祉人材センターでは、平成29年度から「神奈川県介護人材確保対策推進会議」（県委託。以下、推進会議）を中心に、その中の部会等で検討の機会を設け、各種調査の実施を通して、人材確保・育成・定着に関する施策・制度の現状把握などを行ってきました。また、関係者との課題共有と、連携・協働を目的とした推進フォーラムを開催してきました。

推進会議では介護福祉の人材の確保・定着・育成のあり方について、介護福祉の関係機関・団体だけでなく、教育・医療・労働・経済など、幅広く多領域にかかわる関係者と一堂に協議する機会を設け、その対策や具体的な取り組みを提案してきました。平成29年度からは、3カ年を1つの区切りとしました

が、第2期（令和2～4年度）の推進会議においては、コロナ禍における介護福祉のあり方が問われました。

介護現場では、感染症の拡大防止を図りながら、サービスを止めないための様々な工夫を講じられてきましたが、その取り組みを通して、推進会議では、令和3年度には「神奈川の介護福祉が目指す姿」（5つの視点）を、翌年度に「神奈川のキャリアデザイン」を提示し、「神奈川の介護福祉」の整理をすすめています。

神奈川の介護福祉をめざして

介護人材不足の背景・要因においては、特に、介護人材の採用率と、離職（率）との関係が深くなっていますが、介護職の離職を止めるための対策の強化や、法人・事業所が変わっても、介護分野で働き続けてもらうためにはその仕掛けが必要です。職員育成の考え方の根底には、介護福祉の“価値”と、そこに関わる者の“倫理”がありますが、令和5年度からの第3期・推進会議では、「目指す姿」・5つの視点を基本としながら「介護福祉の価値と倫理」を重点に議論を発展させ、「神奈川の介護現場の実際・魅力発信」の中に「5つの視点」を織り交ぜ、県内の法人・事業所や関係機関・団体への普及活動、県・市町村の施策等への提案などを図っていく方向です。



【定着・育成】職員の資質向上	「神奈川の介護福祉が目指す姿」に沿った福祉サービスの質の確保・向上							
【定着・育成】職員の資質向上	職員の働く目的や意欲、福祉・介護の専門性についての共通理解							
【確保・定着】労働環境・処遇の改善	個々の能力、役割、成長等に応じたキャリアパスの構築							
【確保・定着】労働環境・処遇の改善	労務管理、組織マネジメント、福祉・介護の基盤安定・強化に関する調整、整備							
【確保・定着・育成】多様な人材の参入促進	<table border="1"> <tr> <td>他業種からの転職者</td> <td>自身の介護経験を活かしたい者</td> <td>若者</td> <td>中高生者</td> <td>外国籍県民</td> <td>潜在介護福祉士</td> <td>……</td> </tr> </table>	他業種からの転職者	自身の介護経験を活かしたい者	若者	中高生者	外国籍県民	潜在介護福祉士	……
他業種からの転職者	自身の介護経験を活かしたい者	若者	中高生者	外国籍県民	潜在介護福祉士	……		



＜ポータルサイト

2 福祉事業従事者の育成

(1) 福祉人材育成研修の充実

福祉・介護の専門職として、知識・技術を高めるとともに、キャリアパスに対応した階層別、職務別の視点を踏まえて、福祉従事者の専門性の向上を図ります。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 組織性を高めるための研修の実施 キャリアパスに対応した職場外の基幹・階層別研修を実施します。 また、職場内で職員に対する支援を行える組織となるよう、スーパーバイザー研修・人材育成体制研修を実施します。	152 スーパーバイザー研修・人材育成体制研修 ■自主（受講料） 153 キャリアパス対応生涯研修課程等基幹研修 ■自主（受講料）、委託 154 階層別課題研修 ■自主（受講料）	①組織内の人材育成を高める研修の実施 【年】1回 【5カ年】5回 職場において、職員育成・支援の仕組みが強化されるための研修（スーパーバイザー研修・人材育成体制研修）を実施します。 ②組織性を高めるための研修の実施 【年】22回 各階層の職員が自らの立場ですべきことを認識し、組織性を高めていくことができる基幹・階層別の研修を実施します。
実施項目② 専門性を高めるための研修の実施 専門職としての専門性の向上を図るための研修を実施します。	155 職務別課題研修 ■自主（受講料）	①専門性を高めるための研修の実施 【年】16回 対人支援の専門職としての専門性を高める研修を実施します。
実施項目③ 有資格者向け専門的スキル等の確保・向上研修の実施 介護支援専門員に対し、必要な専門的知識及び技術の習得を目的とした研修を実施します。 また、介護支援専門員の研修に関わる人材及び地域ネットワークのリーダーとして活躍する人材の養成を行います。	156 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（更新研修） ■自主（受講料） 157 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（更新研修） ■自主（受講料） 158 介護支援専門員養成・資質向上研修 ■自主（受講料）	①介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（更新研修）、介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（更新研修）の実施 【年】各1回以上 計画的にプロジェクトを実施し、現任介護支援専門員のニーズに応じた研修プログラムを構築するとともに、質の高い実践を遂行するために求められる専門性の高い知識・技術・姿勢を身に付けることができる機会を提供します。 ②介護支援専門員ファシリテーター養成事業の実施 【年】1回 ファシリテーターの養成に向けた検討プロジェクト、養成研修、実践トレーニングまでの一連の取り組みを実施します。

(2) 福祉・介護事業者等の人材育成の取り組みの支援

法人・施設・事業所等における職場研修の支援を行うことにより、福祉従事者の専門性の向上を図ります。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 職場研修等の支援、情報提供 職場研修のプログラムや講師等の情報提供を行うことにより、福祉従事者の専門性の向上を図ります。	159 職場研修等の相談支援、情報提供 ■自主（会費）	①職場内研修への支援 【年】 通年実施 講師紹介をはじめ、職場内研修を開催する際の相談・情報提供等の支援を行います。
実施項目② 研修実施機関等との連携・調整 福祉従事者の専門性向上をめざし、関係機関・団体、施設・事業所と連携し、研修企画・内容の充実を図ります。	160 研修実施機関等との連携・調整 ■自主（会費）	①福祉従事者の専門性を向上するための関係機関等との連携 【年】 2回 県内施設、職能団体、研修実施機関、学識経験者等を構成員とする事業企画委員会を設置し、福祉従事者の専門性向上のための研修体系を構築します。

(3) 資格取得支援に向けた取り組みの実施

福祉サービスの質の向上を目指し、介護支援専門員等資格の取得に必要な知識や技術をはじめ、対人援助における倫理観や専門性を高めることを目指した研修等を実施します。また、研修の円滑な実施に向けた演習助言者等の養成に取り組みます。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 介護支援専門員実務研修受講試験並びに実務研修の実施 介護保険制度の要である介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修を実施します。	161 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 ■自主（受験料）	①介護支援専門員実務研修受講試験 【年】 1回 介護保険制度の要である介護支援専門員の確保にむけて、本県の試験実施本部（県指定）として試験事業を実施します。 ②介護支援専門員実務研修 【年】 1回 計画的なプロジェクトにより、現任介護支援専門員からの意見や現場実践の実情を踏まえた研修プログラムを構築し、資格取得希望者が、介護支援専門員の実務に就くために必要な、専門性の高い知識・技術・姿勢の基本を身に付ける研修を実施します。
	162 介護支援専門員実務研修 ■自主（受講料）	
	163 介護支援専門員証交付事務 ■委託	
実施項目② 介護支援専門員再研修および実務未経験者に対する更新研修の実施 介護保険制度におけるケアマネジメントを行う介護支援専門員を確保し、専門性を向上します。	164 介護支援専門員再研修・実務未経験者に対する更新研修 ■委託、自主（受講料）	①介護支援専門員再研修・実務未経験者に対する更新研修 【年】 2回 資格取得・更新希望者が、介護支援専門員の実務に就くために必要な知識・技術・姿勢の再確認をする機会を提供します。

実施項目③ サービス管理責任者等研修の実施 障害福祉サービスの個別支援計画作成を担うサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成研修を実施します。	165 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 ■自主（受講料）	①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成研修として基礎研修及び実践研修の実施 【年】各1回 サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を養成する機会を提供します。
	166 サービス管理責任者等資質向上研修 ■自主（受講料）	

組織性を高める階層別研修

新任福祉・介護職員合同交流研修会事業

本会福祉研修センターでは、本県の福祉・介護事業所に入职した新任職員を対象に、県内の社会福祉法人・事業所として、神奈川県で入职したことへの歓迎と激励を行い、同じ初任者の仲間と一緒に、組織人として、専門職として成長していくための心構えを学ぶ機会として、平成26年度を初年度に、独自に研修事業を開始しました。

令和元年度より、神奈川県が福祉・介護人材の定着を目的として、本研修事業を県事業として実施することとなり、以降令和5年度まで、委託事業として継続されています。

中堅職員合同・交流研修会事業

令和4年度、神奈川県からの委託事業として、中堅職員層を対象とした、職場定着を目的とした組織性を高める研修として、新たに本事業を実施しました。これは、県内法人・施設・事業所が、計画的に職場外研修の機会として活用できるよう、研修体系のうちの基幹研修に位置付けました。

研修では「利用者本位のケア」をテーマに、自身の仕事を振り返りつつ、同じ中堅職員の受講者同士で仲間づくりを行い、3年・5年の壁を超えていくことを確認しあう企画としました。

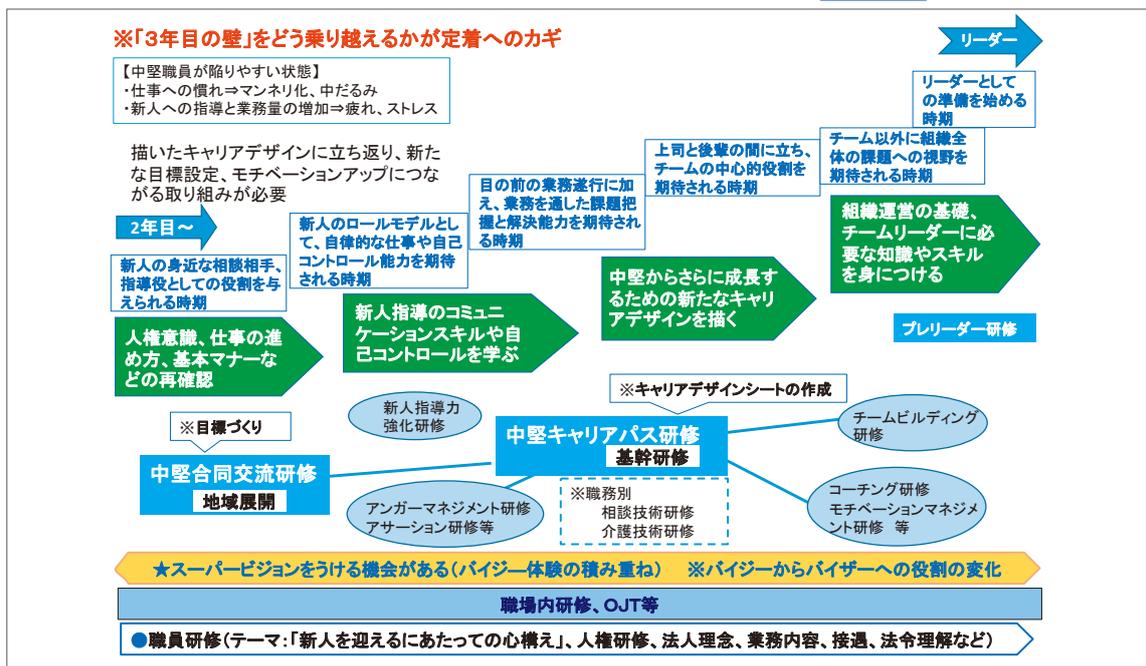
研修展開の視点

- 初任者研修では、先輩職員から次世代育成との体験事例から学ぶ機会をつくるため、本会経営者部会・施設部会から担い手の推薦を受け、次世代育成やつながりを意識して事業を推進しています。
- 初任者研修、中堅職員研修ともに、より職場に近い地域での研修会場を確保するため、市社会福祉協議会の協力のもと、地域展開により事業を推進しています。

事業実施の状況から

- 福祉サービス事業を行う株式会社などに所属する福祉・介護従事者の受講が促進(※)され、職場を超えた学びの輪が生まれています。(※令和4年度新任向け研修では、全体の約4割が社会福祉法人以外の種別からの参加)
- 福祉・介護従事者として、どの階層からでも、いつでも学び合いの場に参加でき、職場外の研修を活用して学び続けることを通じて、定着が促進されるような機会づくりが継続されました。

研修受講例と職場内での職員育成の効果的な取り組み 中堅編



推進の柱Ⅳ 県社協活動基盤の充実

1 課題共有の促進と提言

(1) 情報発信と提言活動

幅広い福祉に関する情報を収集・発信することで、関連分野を含む福祉活動への関心を高め、連携・協働を含む県内福祉活動の活性化につなげます。

実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 情報発信 本会事業に関する理解と協力を促進するとともに、会員をはじめとした福祉機関・団体等や他分野の機関の活動・動向から把握される課題等の集約に努め、福祉関連情報の提供・発信を行い、関係機関・団体等のつながりづくりを目指します。	167 福祉タイムズの発行、HPでの情報発信、SNSの活用 ■自主（会費）、その他（共同募金配分金）	①機関紙「福祉タイムズ」の発行 【年】12回 機関紙「福祉タイムズ」により本会事業や関係機関・団体等が抱える課題の周知を行い、課題解決を目指します。 ② SNSでの情報発信力強化（総フォロワー数） 【年】10%増 【5カ年】1,100人 さらなる情報発信強化のため、イベント広報等を行い、新規フォロワーの獲得を目指します。
実施項目② 課題集約と政策提言活動 社会福祉団体・施設で直面している課題等を集約、提言等で発信することで、課題共有に努めるとともに、他分野機関や行政との連携・協働を進めます。	168 政策提言委員会、課題共有の促進 ■自主（会費）	①集約された課題や提言内容の発信 【年】1回 委員会で集約された課題や提言内容の発信を発信することにより、関係機関・団体、県民との課題共有と公私による連携・協働を進めます。
実施項目③ 新たな課題への取り組み 各部会・協議会・連絡会や政策提言等の本会活動を通じて新たに把握した地域福祉推進上の課題に対して、会員を始めとした関係機関・団体との共有を進めます。また、具体的な事業の実施を通じて、関係者との連携・協働した活動へと広がります。	169 現場のニーズや社会的課題を踏まえた新たな課題への取り組み ■自主（会費、基金） その他（共同募金配分金）	①新たな課題に対する事業の実施 【5カ年】1～2事業 本会活動を通じて把握した新たな課題への対応を柔軟に取り組みます。
実施項目④ 福祉関係団体等との協働の促進 多様な福祉関係機関・団体等とそれぞれの取り組みや課題について共有するとともに、本会の構成団体の一員として課題解決に向けた取り組みができるよう、それぞれの役割や機能を活かした連携・協働	170 第2種、第3種正会員連絡会事業の実施 ■自主（会費）	①総会の開催 【年】2回 会員相互の交流を図り、お互いの機能や取り組みについて情報交換するとともに各分野で把握する福祉課題について共有します。 ②研修会の実施 【年】1回 多様な機関・団体等が参加可能な公開研修会等の実施により、課題解決に向け

<p>を進めていきます。</p>		<p>た連携・協働の輪を広げ、地域福祉の推進を図ります。</p>
<p>実施項目⑤ 活動推進計画の推進</p> <p>全県的な地域福祉の推進に向けて、民生委員・児童委員、市町村社協、法人・施設、ボランティア等の関係機関・団体との協働による県社協活動を展開することを目指す「活動推進計画」について、計画推進委員会により進行管理を行うことで、目標達成に向けた活動を着実に進めます。</p>	<p>171 計画事業の進行管理、外部評価の実施、推進委員会の実施 ■自主（会費）</p>	<p>①計画推進委員会の開催 【年】 2回</p> <p>活動推進計画の目標に向けて事業を計画化するにあたり、本会の役割の確認、活動推進の方向性、様々な主体が参画・協働した事業の具体的な展開方策等について、協議を行います。</p> <p>②事業外部評価の実施 【5カ年】 1回</p> <p>次期計画策定に向けて、外部評価を実施し、より効果的な事業展開を図ります。</p>

2 組織・活動基盤の整備

(1) 組織・活動基盤の強化

地域の地域福祉推進組織として、協議体としての組織力を高めるよう、安定的・継続的な法人運営を行い、本会が持つ機能を総合的に発揮した事業展開に向けて事務局体制の強化や職員の専門性向上に取り組みます。

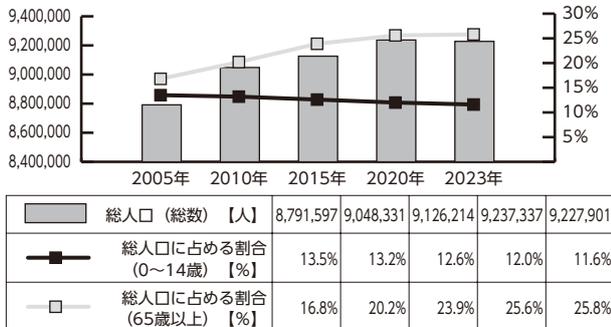
実施項目	実施内容（■主な財源）	活動指標
実施項目① 組織基盤の強化に向けた取り組み 地域福祉推進に向けた広域の協議体としての機能を発揮できるように、組織体制の強化に努めます。	172 役員等の執行体制の強化 ■自主（会費） 173 会員の加入促進 ■自主（会費） 174 会員表彰等の実施 ■自主（会費） 175 法令順守の徹底 ■自主（会費）	①会員（正会員・賛助会員）の新規加入件数 【年】10件以上 会員の新規加入を促進し、組織基盤や財務基盤の強化につなげます。
実施項目② 財務基盤の強化に向けた取り組み 活動推進計画を着実に遂行していくために、安定的な財源の確保を図り、財務基盤の強化を図ります。	176 財源確保に向けた取り組み ■自主（会費） 177 適切な執行の徹底 ■自主（会費）	①自主財源の増収 【年】前年比3%増 センターの有効活用や広告料・手数料収入等の増収をはかり、自主財源を確保します。
実施項目③ 事務局機能の強化と人材育成 本会が持つ機能を総合的に発揮し、事業の効果性や効率性を高めるため、事務局の体制とマネジメントの強化を図ります。	178 職員の計画的採用と定着への取り組み ■自主（会費） 179 働きやすい職場づくり ■自主（会費） 180 育成研修の実施 ■自主（会費） 181 ICTの活用・業務の標準化の促進 ■自主（会費）	①採用5年以内の正規職員の定着率 【5カ年】90%以上 新任研修やOJTの強化により、採用5年未満の職員の離職を防ぎ、事務局運営の安定化をはかります。 ②正規職員の福祉系国家資格等の所有率 【5カ年】80%以上 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格（講習会修了等）の所有率を高め、職員の専門性の向上をはかります。
実施項目④ 神奈川県社会福祉センターの管理・運営 地域の社会福祉推進の中核拠点として、神奈川県社会福祉センターを運営します。	182 センターの管理・運営 ■その他	①センター会議室等の年間稼働率 【年】70%以上 会議室等の有効活用を進め、広域の福祉拠点として、人材養成や連絡調整等の機能を発揮します。

参考資料 1 地域福祉をめぐる主な状況

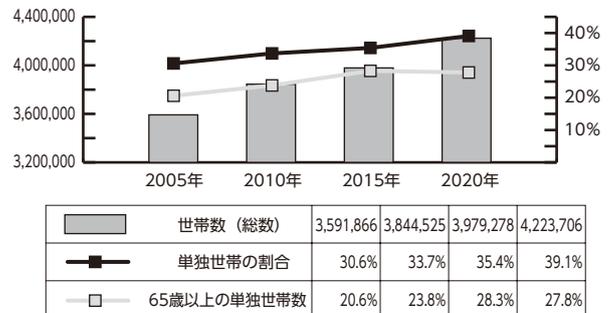
本県における人口動態や地域福祉を取り巻く状況について概観し、計画策定を進めました。

1 本県の人口動態、世帯構成の変化

①人口と年齢に占める割合



②世帯数と単身世帯の割合

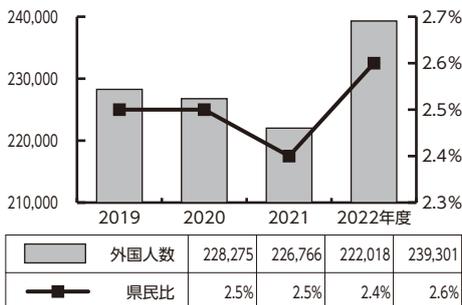


（総務省統計局 統計ダッシュボード（<https://dashboard.e-stat.go.jp/>）を基に本会作成）

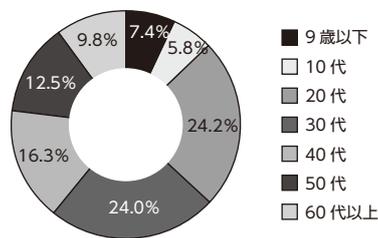
神奈川県は2023年に減少に転じ、本格的な減少社会の到来を予測できます。総人口に占める65歳以上の人口は約26%となり、約20年間で10%伸びています。その一方、14歳以下の割合は低下しています。(①)

世帯数のうち、単身世帯の割合が約40%と直近15年で10%増加しています。単身世帯の中では65歳以上の割合が約28%となっています。(②)

③外国人 県民比



④外国人 年代別割合（2022年度）



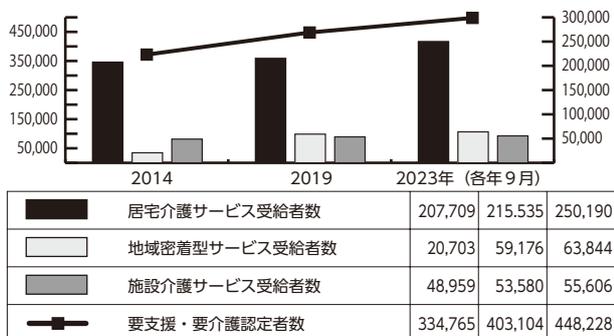
神奈川県は人口のうち外国人は年々増加傾向にあり、約24万人となっています。(③)

年代別割合では、20～30代が約50%を占めますが、60代以上も約10%となっています。(④)

（「かながわ国際施策推進指針（第5版）」を基に本会作成）

2 要支援・要介護認定者数、障害者手帳交付件数等

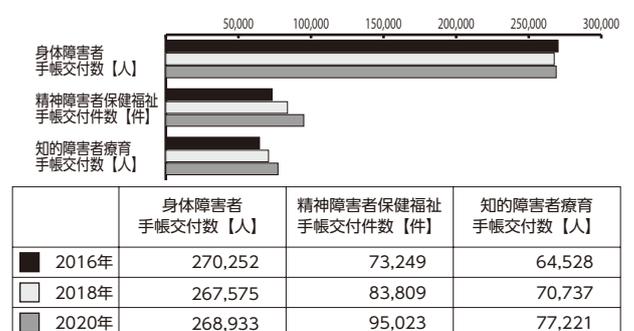
⑤要支援・要介護認定者数、サービス受給者数



（神奈川県「介護保険事業状況報告（月報）」を基に本会作成）

要支援・要介護者認定者数は、約44万9千人となっています。それに伴い、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスの受給者数も増加しています。(⑤)

⑥障害者手帳の交付数



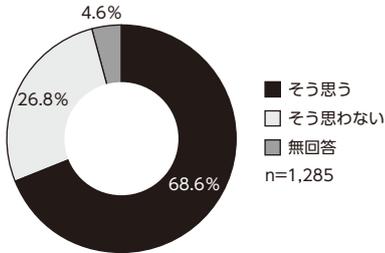
（総務省統計局 統計ダッシュボードを基に本会作成）

障害者手帳の交付件数の直近4年間で、療育手帳は約1.2倍（77,221人）、精神障害者保健福祉手帳の交付件数は約1.3倍（95,023件）と増えています。(⑥)

3 地域の支えあい

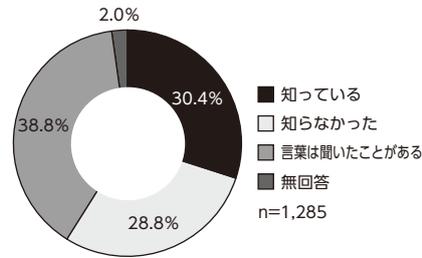
(1) 地域への意識

⑦長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にす意識

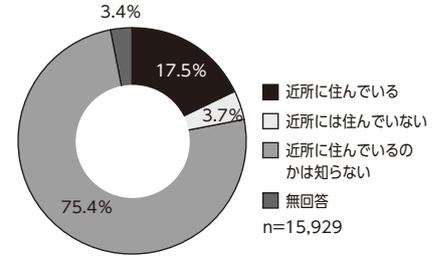


(「令和5年度県民ニーズ調査結果(第1回課題調査(神奈川県))」を基に本会作成)

⑧共生社会(ともに生きる社会)という考え方の認知度



⑨近所に手助けや支援を必要とする人の認知

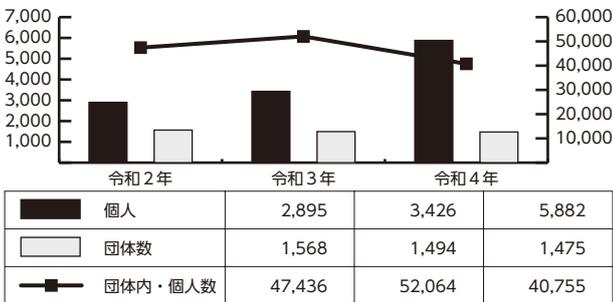


(「2022年生活と支え合いに関する調査」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に本会作成)

地域に対して、約70%の人が「長い人生を充実させるために地域社会との関わり」を大切にしています。(⑦)
 「共生社会(ともに生きる社会)」については、約30%の人が「知っている」、約40%の人が「言葉は聞いたことがある」となっています。(⑧)
 その一方で、近隣に住む手助けや支援を必要とする人に気づいているか(認知)については、約75%の人が「近所に住んでいるのかは知らない」となっています。(⑨)

(2) ボランティア活動(市町村社協での登録件数)

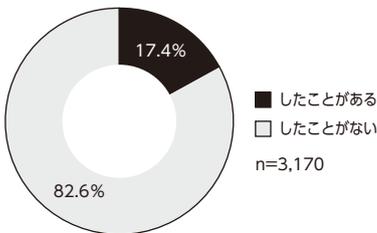
⑩ボランティア登録数(市町村社協登録個人・団体件数)



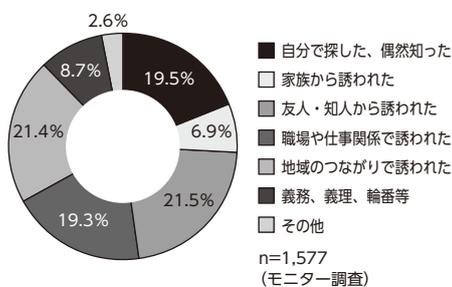
(本会「市町村社協活動現況報告書」(各年度)を基に作成)

県内の市町村社協(政令市除く)に登録しているボランティアの内、個人登録ボランティアは約6千人います。また、登録された団体内の個人ボランティアは約4万人いることがわかります。個人登録ボランティア数は増加傾向にあります、登録団体数は減少しています。(⑩)

⑪ボランティア活動経験の有無(1年間での活動経験)

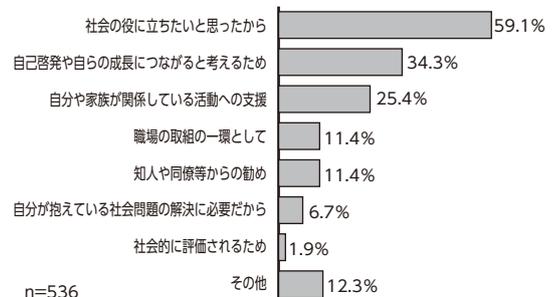


⑫活動参加のきっかけ



(「令和4年度市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府)」を基に本会作成) (「人生100年時代の企業人と社会貢献活動に関する調査(労働政策研究・研修機構)」を基に本会作成)

⑬ボランティア活動に参加した理由

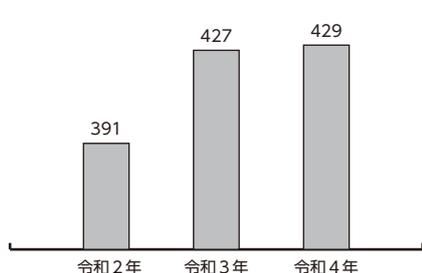


(「令和4年度市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府)」を基に本会作成)

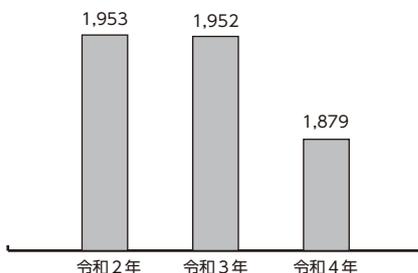
ボランティア活動の経験では、約8割の人に活動経験がありません(⑪)が、ボランティア活動経験がある人のきっかけをみると「友人・知人から誘われた」(約22%)、「地域のつながりで誘われた」(約21%)、「職場や仕事関係で誘われた」(約19%)となり、身近な人から誘われたことがわかります。(⑫)
 一方、ボランティア活動に参加した理由として「社会的役に立ちたいと思ったから」「自己啓発や自らの成長につながるため」と考えています。(⑬)

(3) 地域での支えあい活動

⑭小地域福祉活動推進組織の数



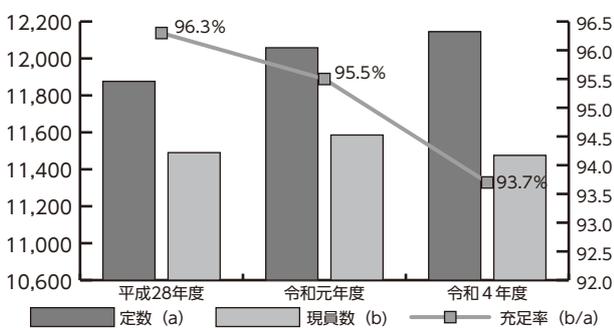
⑮地域のサロン数



令和4年度、県内の市町村社協（政令市除く）で把握している小地域福祉活動推進組織（地区社協等）は、約430カ所あります。(⑭)
また、地域のサロン数は約1,900カ所となっています。(⑮)

(本会「市町村社協活動現況報告書」を基に作成)

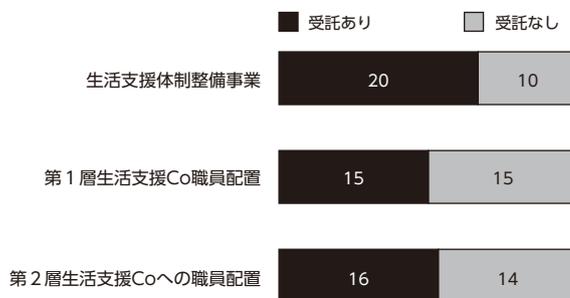
⑯民生委員・児童委員の状況



(「神奈川県地域福祉支援計画 [第5期]」を基に本会作成)

民生委員児童委員の現員数は、令和4年度に約1万1千300人ですが、充足率は93.7%となり、前年度より割合が低下しています。これはなり手が不足していることに加え、定数が増えたことも影響しています。(⑯)

⑰生活支援体制整備事業の市町村社協（政令市除く）の受託状況（社協数）



(本会「市町村社協活動現況報告書」を基に作成)

高齢者への生活支援や介護予防の取り組みを地域の中で推進する「生活支援体制整備事業」について、令和4年度では20市町村社協が受託しています。(⑰)

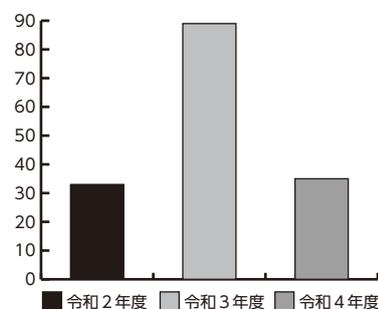
4 災害に関する取り組み

⑱地域防災計画への社協（政令市除く）の位置づけ災害VCの運営研修・訓練



(本会「市町村社協活動現況報告書」を基に作成)

⑲神奈川 DWAT 新規登録員数



(本会「事業報告書」を基に作成)

市町村社協が地域防災計画に位置づいているところは29社協(令和4年度時点、政令市除く)あります。

主な協定の内容は、災害ボランティアセンターの設置・運営となっています。市町村社協において災害ボランティアセンターの運営に係る研修や訓練の実施は15社協(50%)となっています。(⑱)

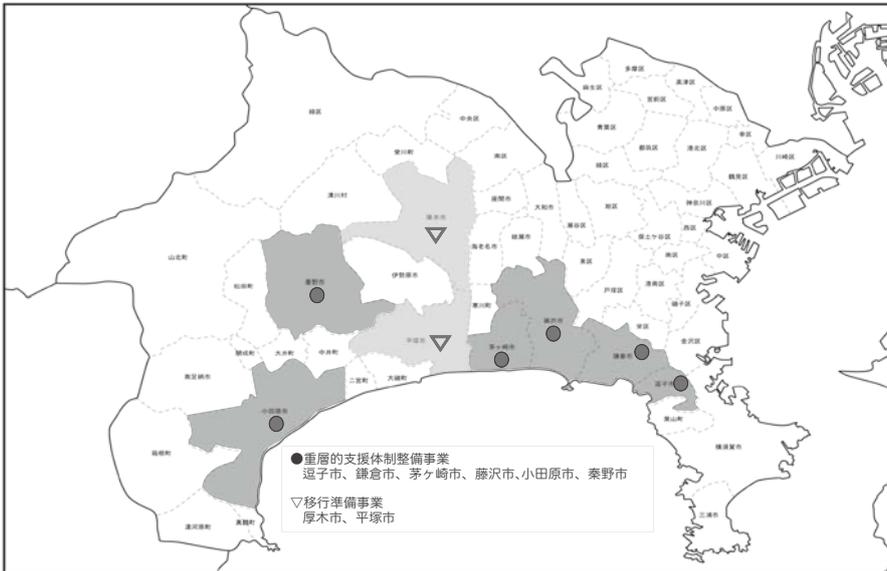
大規模災害時に、一般避難所等における要配慮者の福祉ニーズに対応し、必要な支援を行う福祉専門職等で構成する神奈川 DWAT への登録は令和2年度から始まり、その人数は令和4年度末現在、155名となっています。(⑲)

※かながわ災害福祉広域支援ネットワーク、神奈川 DWAT の取り組みの詳細は県 HP に掲載されています



5 重層的な支援体制整備、生活困窮者相談、権利擁護

(1) 重層的支援体制整備事業の実施状況（令和5年度）



●重層的支援体制整備事業（6市）
逗子市（※）、鎌倉市（※）
茅ヶ崎市（※）、藤沢市（※）
小田原市、秦野市
※社協が事業メニュー受託

▽移行準備事業（2市）
厚木市、平塚市



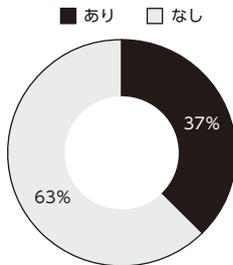
重層的支援体制整備事業を通じた、包括的支援体制の構築に向けて
（福祉タイムズ 2022年8月号・特集）

(2) 生活困窮者支援に係る状況（令和4年度）

1) 市町村社協での生活困窮者自立支援法「自立相談支援事業」の受託状況（令和4年度末時点）

⑩自立相談支援事業の受託 （市部：16市）

市社協（16市）のうち6市（市部の約40%）が生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業を受託しています。（⑩）



【自立相談支援事業の市町村社協の受託（市部）】

平塚市・藤沢市・逗子市・三浦市・秦野市・大和市

【任意事業】

○就労準備支援事業：鎌倉市・三浦市・秦野市

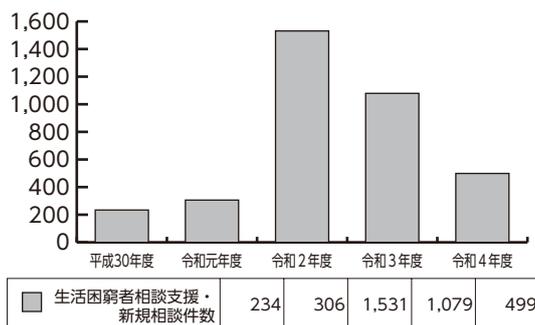
○家計相談支援事業：逗子市・三浦市・秦野市・大和市・座間市

○子どもの学習支援事業：座間市

（本会「市町村社協活動現況報告書」を基に作成）

2) 町村部の生活困窮者自立相談支援事業（本会受託）

⑪生活困窮者相談支援・新規相談件数

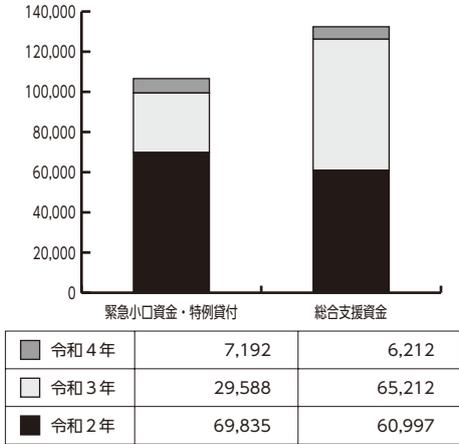


本会は町村部の自立相談支援事業を受託しています。感染症の影響により、令和2年度の新規相談件数は前年比の5倍となりました。令和4年度には約500件まで下がりましたが、コロナ禍以前の令和元年度と比べると、約1.5倍となっています。（⑪）

（本会「事業報告書」を基に作成）

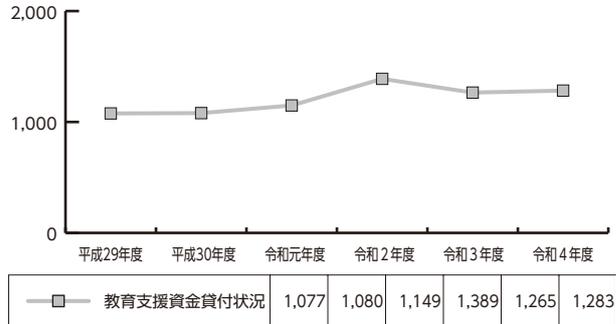
3) 生活福祉資金貸付の状況

②生活福祉資金・緊急小口資金（特例貸付）、総合支援資金の件数



(本会「事業報告書」を基に作成)

②教育支援資金貸付の決定件数



(本会「事業報告書」を基に作成)



生活福祉資金貸付（特例貸付）の変遷
(福祉タイムズ 2023年2月号・特集)



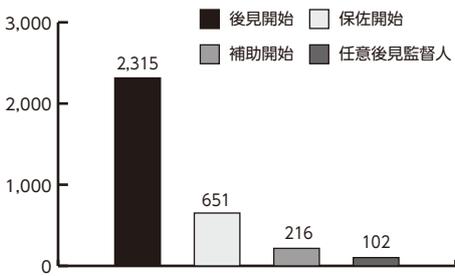
生活福祉資金貸付（特例貸付）のフォローアップ
(福祉タイムズ 2024年2月号・特集)

生活福祉資金の特例貸付（政令市含む市区町村社協）は、緊急小口資金（特例）が合計約10万件、総合支援資金は約13万件となります。令和5年より償還が始まり、借受世帯へのフォローアップ支援が今後求められます。(②)
また、教育支援資金貸付はコロナ以前から千件を超える貸付の決定状況となっています。(③)

(3) 権利擁護の取り組み状況

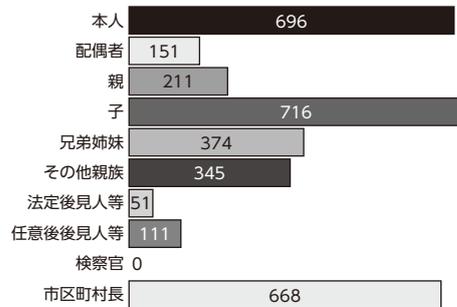
1) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の状況

②4申立件数（令和4年・横浜家庭裁判所）



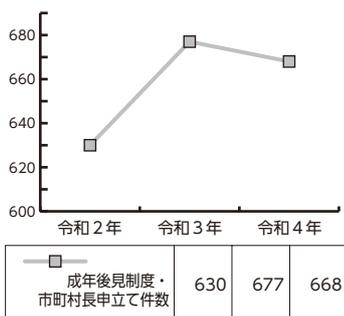
(「成年後見関係事件の概況（横浜家庭裁判所）」を基に本会作成
*令和4年1月から12月までに申立てのあった件数

②5申立人と本人との関係について



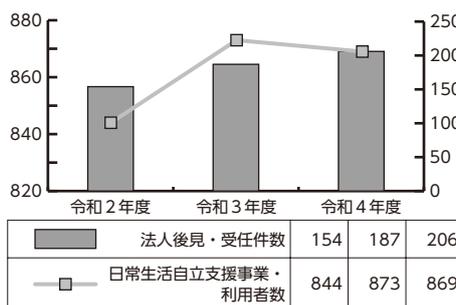
(「成年後見関係事件の概況（横浜家庭裁判所）」を基に本会作成)
*後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち、令和4年1月から令和4年12月までに終局した事件を対象としている。
*1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数とは一致しない場合もある。
*その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

②6成年後見制度・市町村長申立て件数



(「成年後見関係事件の概況（最高裁判所）」を基に本会作成

②7市町村社協 日常生活自立支援事業・利用者数 法人後見・受任件数



(本会「市町村社協活動現況報告書」を基に作成)

令和4年の県内（政令市含む）の成年後見制度の申立て件数は約3,200件あり、後見類型が最も多くなっています(②4)。

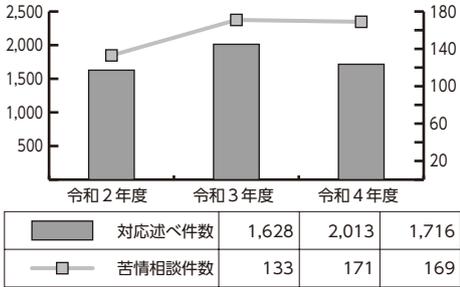
申立人と本人との関係では「子」「本人」「市区町村長」となります(②5)。市町村長申立て件数は約670件あり、増加傾向にあります。(②6)

市町村社協の日常生活自立支援事業の利用者数は約870人となっています。また、市町村社協における法人後見（22市町村社協実施）は、約200件ほど受任していますが、件数は徐々に増加傾向にあります（いずれも政令市除く）(②7)。

2) 福祉サービスの苦情相談の状況

㉔福祉サービス苦情相談件数

かながわ福祉サービス運営適正化委員会の苦情相談で受け付けた件数は令和4年度で約1,700件あります。(グラフ㉔)



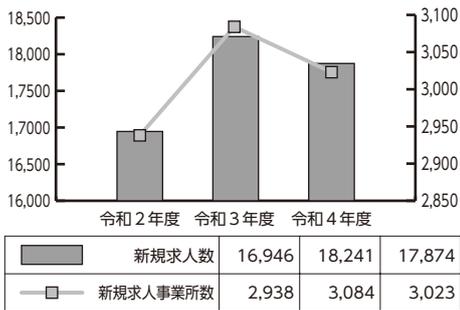
(国会「事業報告書」を基に作成)



苦情解決制度の概要
(福祉タイムズ 2023年6月号・特集)

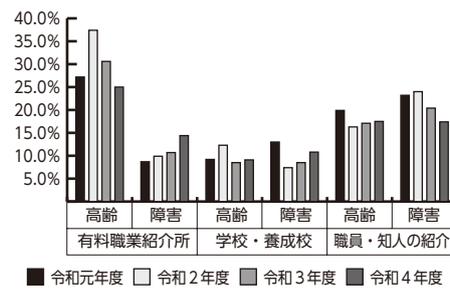
6 福祉人材の確保

㉔かながわ福祉人材センター 新規求人数、新規求人事業所数



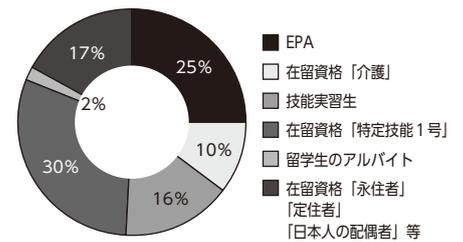
(国会「事業報告書」を基に作成)

㉕正規職員・採用経路 (有料職業紹介所、学校・養成校、職員・知人の紹介)



(国会「令和4年度社会福祉施設等の人材確保に関する調査」を基に作成)

㉖外国人 (EPA、技能実習生等) および 外国籍県民の雇用・採用について



かながわ福祉人材センターの新規求人事業所数は令和4年度で約3,000件、新規求人数は約1万8千件となっています。(㉔) 正規職員の採用経路として、有料職業紹介所の利用が高齢分野で約25%、障害分野での利用が約15%となっており、次第にその割合は高くなっています。学校・養成校の経路は、高齢・障害分野とも約10%となっています。

その他、職員・知人からの紹介では、高齢分野に大きな変化はありませんが、障害分野で次第に低下しています。(㉕)

外国人労働者の受け入れ状況(回答数:高齢・145件、雇用職員数319人)では、在留資格「特定技能1号」が30%、EPAが25%となっています。(㉖)

7 県の福祉関連計画の一覧

本県の福祉関連計画の策定状況は以下のとおりです。令和6年度から開始される関連計画は12件あります。

	計画名	計画期間	
①	神奈川県地域福祉支援計画 [第5期]	R5～R8	4カ年

【令和6年度から開始される関連計画】

	計画名	計画期間	
①	新たな総合計画（新かながわグランドデザイン）	R6～R22（2040）まで	
②	かながわ国際施策推進指針 [第5版]	R6	—
③	かながわ高齢者保健福祉計画 [第9期]	R6～R8	3カ年
④	神奈川県高齢者居住安定確保計画	R6～R15	10カ年
⑤	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画	R6～R11	6カ年
	（かながわ障がい者計画） （神奈川県障がい福祉計画）（障害児福祉計画） （障害者による文化芸術活動の推進に関する計画） （視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画） （難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画）		
⑥	かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画	R6～R10	5カ年
⑦	神奈川県犯罪被害者等支援推進計画 [第4期]	R6～R10	5カ年
⑧	神奈川県再犯防止推進計画 [第2期]	R6～R10	5カ年
⑨	神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画	R6～R10	5カ年
⑩	かながわ健康プラン21	R6～R17	12カ年
⑪	第8次神奈川県保健医療計画	R6～R11	6カ年
⑫	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画	R6～R8	3カ年

【計画期間中の関連計画】

	計画名	計画期間		備考
①	神奈川県自殺対策計画	R5～R9	5カ年	
②	神奈川県子ども貧困対策推進計画	R2～R6	5カ年	「こども計画」として、R6に一体的に策定される予定
③	かながわ子ども・若者支援指針	R5改定	—	
④	かながわ子どもみらいプラン	R2～R6	5カ年	
⑤	神奈川県社会的養育推進計画	R2～R11	10カ年	

8 主な福祉の動き

「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和3年度～令和5年度）」の計画期間における主な福祉の動き（各年 福祉タイムズ1月号「1年の動き」より抜粋）



福祉タイムズバックナンバー

2021（令和3）年

○数字は月

社 会	国、県、全社協等	本 会
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言（1/7～3/21） ・蔓延防止等重点措置（4/20～8/2） ・緊急事態宣言（8/2～9/30） ・東京五輪（7/23～8/8） ・東京パラリンピック（8/24～9/5） ・静岡県熱海市で土石流災害⑦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定施行④ ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正が施行④ ・重層的支援体制整備事業の開始④ ・改正災害対策基本法の施行⑤ ・厚労省「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」のとりまとめを公表⑤ ・デジタル庁発足⑨ ・内閣府「災害ボランティアセンターの設置・運営等にかかる社会福祉協議会等との連携について」発出⑨ ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行⑨ ・厚労省「ひきこもり支援における関係機関の連携促進について」発出⑩ ・子ども政策の司令塔になる新たな組織について、名称を「こども家庭庁」とし、令和5年度のできる限り早い時期に創設する基本方針を結成⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ・終活支援事例集発行② ・社協ボランティアコーディネーターハンドブック発行② ・当事者組織・団体等・セルフヘルプ・グループ便覧実態調査報告発行② ・活動推進計画（令和3～5年度）の開始④ ・「外国につながる住民の高齢化に伴う生活課題への対応」をテーマに、協働モデル助成の事業開始 ・苦情解決ハンドブック作成⑤ ・「“仕事・子育て・介護をしながら”活動している民生委員児童委員に関する調査報告書」発行⑥ ・第56回関東ブロック老人福祉施設研究総会・第19回かながわ高齢者福祉研究大会合同大会をオンラインで開催⑦ ・市町村社協部会でコロナ禍における新たな社協・地域福祉事業「コロナに負けない！かながわの社協活動集」発行⑨ ・母子生活支援施設紹介リーフレット作成⑩ ・介護分野就職支援金貸付事業、障害福祉分野就職支援金貸付事業、福祉系高校修学資金貸付事業、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の開始⑪

2022（令和4）年

○数字は月

社 会	国、県、全社協等	本 会
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの水際対策を大幅緩和。入国者数の上限を撤廃⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁を創設する法案が閣議決定② ・全社協「第三者評価事業のあり方に関する検討会」報告書を国に提出③ ・社会福祉連携推進法人制度の開始④ ・第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定⑤ ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立⑤ ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立⑤ ・かながわ医療的ケア児支援・情報センターの開設⑤ ・こども家庭庁設置法案の成立⑥ ・社会的養護の年齢上限撤廃を含んだ改正児童福祉法の成立⑥ ・厚労省は災害派遣福祉チーム（DWAT）の取り組みを集約する「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を創設⑦ ・厚労省「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」開催⑦ ・足柄上地区1市5町は共同で「あしがら成年後見センター」開設⑧ ・国連障害者権利委員会は、障害者権利条約の取り組みに対して政府に、総括所見・改善勧告を発出⑨ ・生活福祉資金のコロナ特例貸付の終了⑨ ・神奈川県自立援助ホーム協議会の発足⑩ ・県議会「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例案」を全会一致で可決⑩ ・民生委員児童委員一斉改選⑫ ・厚労省「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」公表⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会法人化70周年④ ・民生委員児童委員PR動画の作成③ ・次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定④ ・生活困窮者支援体制プラットフォーム事業の開始④ ・ケアラー支援専門員設置事業の開始⑤ ・関プロ協定に基づく静岡市災害ボランティアセンターへ職員派遣を実施⑩ ・法人設立70周年・第69回神奈川県社会福祉大会開催⑪

参考資料1 地域福祉をめぐる主な状況

2023（令和5）年

○数字は月

社 会	国、県、全社協等	本 会
<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁が京都で業務開始、中央省庁初の移転③ ・新型コロナウイルス感染症が5類へ移行⑤ ・石川県能登地方、震度6強の地震により災害VC解説⑤ ・梅雨前線による大雨及び台風の被害により、5県で災害VC開設⑥ ・大雨被害により、10件で災害VC開設⑥ ・福島第一原発の処理水の海洋放出作業を開始⑧ ・台風の被害により、3県で災害VC開設⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金等の特例貸付の償還が開始① ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定③ ・厚労省、「強度行動障害等を有する者の地域支援体制に関する検討会」報告書公表③ ・県「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」改定③ ・こども基本法の施行、こども家庭庁が創設④ ・神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～が施行 ・「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」を策定④ ・孤独・孤立対策推進法が成立⑤ ・認知症基本法が成立⑥ ・LGBT理解増進法が成立⑥ ・厚労省、国交省、法務省合同で「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」を立上げ⑦ ・総務省「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査の結果」を公表⑧ ・市町村社協法制化40周年⑩ ・厚労省「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」を公表⑫ ・県「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を策定、公表⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわライフサポート事業10周年記念シンポジウム開催② ・経営者部会・市町村社協部会が連携・協働で地域の福祉課題に取り組む「地域ネットワーク強化事業」を開始④ ・経営者部会、「災害に強い地域福祉推進の拠点づくりに向けて」発行④ ・セルフヘルプ支援事業20周年④ ・協働モデル助成「福祉的課題を持つ子どもの豊かな育ちを支える食支援の可能性」をテーマに、2つの団体それぞれと協働事業を開始⑤ ・経営者部会「ひとでつなぐ福祉のしごと～県社協経営者部会会員法人が取り組む人材確保・育成・定着事例集～」発行⑥ ・第21回かながわ高齢者福祉研究大会を、4年ぶりに会場参集にて開催⑦ ・経営者部会は全国経営協とともに、物価急騰対策ならびに福祉従事者の処遇改善への早急な対応への要望書を県等に提出⑧ ・本会ホームページリニューアル、かながわボランティアセンターホームページ開設⑩ ・セルフヘルプ実践セミナー20周年記念事業開催⑪

基本目標 I 市町村域における包括的支援体制整備の推進

推進項目 I - 1 総合的な相談支援の取り組みへの支援

計画事業	I - 1 - (1) 総合的な相談支援の基盤づくり支援 I - 1 - (2) 市町村社会福祉協議会との協働
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援体制整備事業やその準備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣や担当者連絡会を実施し、市町村の情報を把握するとともに、市町村間の交流事業によりネットワーク構築を図った。特にアドバイザー派遣やその調整を通して、市町村の状況を把握することができた。 ●また、事業を通じて把握した先行地域の情報や状況を、市町村社協部会・地域福祉事業推進プロジェクト等により市町村社協と情報共有し、個別支援と地域支援を一体的に進める「地域づくり」の協議を行った。 ●県委託事業「包括的支援体制及び重層的支援体制構築支援事業」・「生活支援コーディネーター養成研修事業」・「ケアラー支援専門員設置事業」・市町村社協部会「階層別・課題別協議研修会」を通じて、総合的な相談支援を担う人材の育成を推し進めた。 ●特に市町村社協については、策定した「かながわ版社協職員育成指針2022」をもとに、幹部職員課題検討会を行い、社協の組織運営や職員育成について市町村社協と連携し課題を掘り下げる取り組みを行った。 ●上記事業を通じて、市町村行政の庁内連携、社協の局内連携、行政・社協の連携など、行政や社協の差や地域力の格差が明らかになった。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後に向けては、市町村ごとの地域特性や問題・課題を把握し、多様性を加味しながら、個別の状況に合わせて支援を行う必要がある。 ●そのためには市町村の規模や状況に合わせた先行地域のモデル事例提示などの情報提供が求められる。 ●局内の他部門で得ている情報等、局内での情報共有の機会やシステムが必要となっている。 ●協議体・事業体両方の側面から、社協の機能・役割に基づいて事業を評価する必要がある。市区町村社協が行政も含め、地域での多様な関係者との連携・協働を意識して事業を行っていることを踏まえ、県社協としてどのような後方支援が必要か、見ていく必要がある。 ●包括的支援体制整備における参加支援では、従来の連携先を超えてあらたな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充することが求められている。市町村域に参加支援が促進されるため、広域的な見地から広域団体との連携を図るなどの役割や働きかけが必要である。 	
計画事業	I - 1 - (3) 社会福祉法人との協働
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度はライフサポート事業10周年記念シンポジウムを開催し、事業の原点に立ち返りながら実践活動報告を行い、広く関係機関の理解を促進した。 ●関係者への普及を目的に、経営者部会・地域社会貢献活動ホームページにより連携協働の形をアピールするとともに、事業の趣旨を分かりやすく伝え、正しく理解してもらえるよう、関係機関向けパンフレットを作成した。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域における公益的な取り組みの一つの形として、CSWが地域の関係機関と連携・協働して、地域に根差した活動となるよう、発信していく必要がある。 ●地域の複雑化・多様化した福祉課題の解決に向けて、さらに多くの法人・施設の参画を得た上で、包括的支援体制づくりや地域共生社会の実現に向けて取り組む必要がある。 	
計画事業	I - 1 - (4) 民生委員児童委員活動との協働
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域で民生委員が身近な地域で相談支援活動を進める上で、階層別、テーマ別の研修機会を提供し情報支援を行うとともに、民生委員活動のPRや担い手確保のための協議の場づくりを行った。 ●コロナ禍では、ニュースレターやオンラインを活用した研修動画の配信などを行い、民生委員活動が途絶えることなく展開できるよう、取り組んだ。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●横浜市民児協を含めた政令市民児協との協議の場を継続するとともに、会員である2政令市とも連携強化が求められる。 ●自治会や地区社協の活動の担い手づくりは喫緊の課題となっている。部会として引き続き検討会を実施し課題共有を行うとともに、民生委員が継続して活動を行うことができるよう、民児協の負担軽減にも留意しながら、取り組みを進める必要がある。 	

推進項目Ⅰ-2 権利擁護と地域で生活を支える事業への支援

計画事業	Ⅰ-2-(1) 権利擁護の体制づくりの推進
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●身元保証・終活支援については、オンラインを活用した県外視察により、先駆的な事例を県内市町村社協と情報共有し、身元保証の仕組みの検討を行った。 ●日常生活自立支援事業では、国の算定基準により委託費が急激に下がる市町村社協もあるが、市町村社協との関係づくりに努め、理解を促した。 ●市町村社協による市民後見人養成や、県西や県央など専門職後見人の担い手が少ない地域にて、市町村社協の法人後見事業の立ち上げを支援し、県内の町村部に取り組みが広がった。 ●中核機関について、県内23の市町村において整備が進んだ。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護の取り組みは、今後も促進していく必要があるが、事業を継続的に実施できるよう、財源確保について県に働きかけを行うとともに、市町村にも協力を求める必要がある。 ●超高齢社会において、身元保証・終活支援の潜在的ニーズがあると考えられるため、市町村社協との協働モデル事業の成果を広く周知する必要がある。 ●日常生活自立支援事業では、福祉施設や医療機関等への周知が必要となっているが、令和4年度からはじめた出前講座等により、経営者部会や施設協議会との連携による展開が必要となっている。 ●市町村域に中核機関が整備される中、地域の推進機関としての機能・あり方を見直すことが必要である。 	
計画事業	Ⅰ-2-(2) 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付では、開始以降、市区町村社協・本会全部所の総力を結集し、約24万件（879億円）に上る貸付を実施した。 ●また、本則による貸付では、市区町村社協とともに引き続き借受世帯の自立支援を行った。 ●特例貸付では、これまでにない膨大な数の借受者に対して、償還免除や償還猶予の情報を発信するため、ホームページやツイッターを活用した情報提供を行った。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後十数年続くことが想定される償還事務とフォローアップ支援については、市区町村社協との連携・協働により取り組む。支援体制の構築とともに、フォローアップの好事例の蓄積を行い、課題を共有した上で、市区町村社協に対する情報提供が求められる。 	
計画事業	Ⅰ-2-(3) 生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立相談支援では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、相談者の年代によりメールやSNSを活用し、相談に対応した。 ●寒川町・二宮町の「プラットフォーム整備検討会」の取り組みでは、個別事案を通じた協議を行った。各行政・社協と協働で取り組んだこの取り組みでは、地域課題を共有するという観点で、本事業の成果となった。 ●コロナ禍においては、フリーランスや一人親世帯、若年者や女性にとって、厳しい状況であることが明らかになった。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者支援は、本会のつなぎ先のない、難しい支援が多いと思われるが、町村域において、わが事とされるための取り組みとしてプラットフォーム整備を進めていく必要がある。 	

基本目標Ⅱ 多様な参加の機会と役割を生み出す地域づくり

推進項目Ⅱ-1 多様な主体をつなげる取り組みの推進

計画事業	Ⅱ-1-(1) 活動を広げるコーディネート推進
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ともしび基金協働モデル事業の「多文化高齢社会」「発達に障がいある人のボランティアプログラム」「死後事務」、それぞれに本会と助成団体の協働作業により、調査、ワークショップの実施、サービス開発等、具体的な取り組みにつながり成果をあげている。中でも、多文化高齢社会の課題は県議会でも質問にのぼるなど、課題意識のひろがりが見えている。 ●ボランティアセンター運営計画を策定し、地域共生社会などの施策の下でのボランティアの考え方の整理、 	

これからのボランティアセンターの事業展開のあり方、ボランティアコーディネーターなどの人材育成の方向性について議論し、整理することができた。セルフヘルプ支援事業の重要性をあらためて明確にし、本会の特徴的事業と位置付けた。

- 多様な主体が参加する地域づくりが進むよう、情報の収集や発信をより効果的に実施するため、ボランティアセンターホームページを新たに開設した。

<課題>

●運営計画は、これまで取り組んできた活動事業に基づき方向性を整理している内容だが、具体的な広域ボランティアセンターとしての推進のあり方については、次期計画の中で次のことに留意しながら事業を着実に推進する必要がある。

- ①ともしび基金等、基金の設置主旨に即して継続することが求められる。ともしびショップ支援や障害者週間の事業は、代替事業がない限りは、従来の事業を続けるべきである。
- ②セルフヘルプ活動支援について、SNS等により個人が自由に情報発信できる昨今において、広域センターとしての役割を踏まえた事業展開が必要である。
- ③各地で災害が起こり、災害時のボランティア活動支援が注目される中、広域センターとして重要な機能である災害支援を位置付ける必要がある。
- ④本会の公共性がある強みを生かし、ボランティア団体との協働によって、社会貢献を促進するCSR支援などのメニューを企業に向けて発信するなど、より積極的な企業との連携を図る必要がある。
- ⑤多岐に渡る広域課題・テーマに応じた関係者との協議の場を柔軟にもつなど、ボランティアセンターに位置づく事業を効果的に展開することが求められる。

基本目標Ⅲ 福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの強化

推進項目Ⅲ - 1 福祉従事者の職場環境づくりへの支援

計画事業	Ⅲ - 1 - (1) 社会福祉法人・施設等の専門性を活かした取り組みの推進
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者のニーズに基づいて、安心・安全な福祉サービスが提供され、地域に根差した法人・施設の活動や取り組みが展開されるよう、福祉経営支援レポートによる継続的な情報発信を行うとともに、簡易経営分析シートを用いた経営支援研修会を基礎【保育分野・分野共通】、応用【分野共通】で実施し、経営支援事業全体を進展させることができた。 ●経営者部会においては、課題別検討委員会では会員アンケートに基づく事例集等の作成や災害等見舞金の支給を継続する一方で、施設部会ではアフターコロナに向けた施設運営に関するアンケートを実施して、理事長・施設長セミナーのテーマ設定に反映させるなど、会員の共通課題解決に向けた支援につなげることができた。 ●種別協議会では、コロナ禍においても会員相互の情報・課題共有や学び合いの活動を継続的にを行い、それぞれの施設運営や利用者支援を推進していけるよう取り組んだ。会議・研修会の開催については、集合型に意味を持たせるものと、オンラインでも可能なものに切り分けて実施した。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者のニーズに基づき、安心安全な福祉サービスが提供され、地域に根差した法人・施設の活動や取り組みが展開されるよう、経営支援事業を充実させていく必要がある。 ●会員組織の自主的な活動を通じた会費の還元と活動成果の普及を図るため、担当部署が所管する事業だけでなく、関係部署・事業との連携（地域福祉部、人材研修センター事業等）も含め、評価していく必要がある。 ●法人・施設会員だけでなく、新たな会員主体の必要性、位置づけ、支援内容、支援部所、職員体制を検討する必要がある。 	
計画事業	Ⅲ - 1 - (2) 福祉サービスの改善への支援
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍の中、「利用者調査意向調査推進事業」に着実に取り組んだ。 ●第三者評価事業においては、平成30年度の、県、本会（推進機構）、横浜市、川崎市と協働し行った事業見直し、また、令和3年度まで検証を行い、その結果等を、令和4年度から6年度までの3年間の取り組みを「福祉サービス第三者評価事業見直しに関する検証と今後の取り組み」にまとめ、事業を展開した。 ●検証期間中に見直された「障害者グループホーム第三者評価」について研修を実施し、手順等について周知を図った。 ●自己評価並びに利用者調査の推奨モデルの作成に向けて、検討に着手した。 	

<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策を講じる中、オンラインを活用しながら苦情解決委員会による苦情への適切な解決対応や運営監視委員会による日常生活自立支援事業の適正な運営確保に向けた実施主体及び受託社協への実施状況調査等、計画どおり実施することができた。 ●令和3年度に実施した福祉サービス事業者における苦情解決体制状況に関するアンケート調査報告書から苦情解決体制整備に係る課題を選定し、福祉サービス事業者が活用できる課題整理（冊子）を作成した。 ●運営監視の役割、対象社協への実施状況調査の流れ、調査ポイント等を整理した「運営監視事業 実施状況調査マニュアル」を作成、活用し、運営監視の平準化を進めた。現地調査の他、令和5年度から新たに現地調査を7カ所実施した。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●自己評価・第三者評価事業に関しては、本会の役割・機能を踏まえたいうえで、改めて検討・確認していく必要がある。令和3年度までの事業の見直しにより、取り組みの方向性を示したが、令和5年度から県補助額が減額されている状況等を踏まえ、業務の簡素化を検討する必要がある。 ●施設内虐待の事件が散見される中、市町村行政の協力を得て、施設・事業所に外部の人が介入する仕組み（「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言」・全社協社会福祉施設協議会連絡会）を普及する必要がある。
--

推進項目Ⅲ - 2 福祉従事者の専門性向上への取り組み

計画事業	Ⅲ - 2 - (1) 福祉人材育成研修の充実 Ⅲ - 2 - (2) 福祉・介護事業者等の人材育成の取り組みの支援
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●職能組織や関係する研修実施機関と連携して、法人・事業所の人材育成体制に対応した学びの機会づくりを整備するよう努めた。階層別・職務別の課題に対応し、本県の福祉・介護従事者が生涯にわたり、福祉サービスの質の向上を高め続けることが可能となるよう、研修事業を計画的に実施した。 ●現場の人材育成を支援するため、コロナ禍においても取り組みの工夫を行いながら、研修を途絶えさせることなく実施した。 ●受講申込・決定や受講履歴の確認等をオンラインで行う「研修管理システム」を導入した。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後、効率性を高め、コスト削減も念頭においた取り組みが必要である。 	
計画事業	Ⅲ - 2 - (3) 資格取得支援に向けた取り組みの実施
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染症拡大防止に対応した研修運営等ガイドラインを定め、介護支援専門員実務研修受講試験（県指定）、第24期（第1期、第2期）及び第25期、第26期介護支援専門員実務研修（県指定）を計画的に実施した。 ●介護支援専門員法定研修ファシリテーター養成プロジェクトにて課題検討を行い、ファシリテーター（演習助言者）養成研修のカリキュラム作成した。 ●介護支援専門員証有効期限外の人に対し資格取得の研修として再研修（県委託事業）及び実務未経験者に対する更新研修（神奈川県指定）を実施することで、介護保険制度の要となる介護支援専門員の確保に努めた。 ●神奈川県内の介護人材確保等を目的として、介護に関する入門的研修事業（県委託）を市町社協等と連携して実施するとともに、修了者への就労支援に関しては福祉人材センターが、地域における介護福祉人材の裾野を広げるための取り組みを行った。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●実務研修受講者の減が固定化する中、必要経費の効率化が課題である。 ●質や専門性の高い介護支援専門員や介護福祉士となれるよう、着実に取り組みをすすめる必要がある。介護支援専門員に関する情報を一元化し、一連の流れをもって、取り組める体制づくりが必要となっている。 	

推進項目Ⅲ - 3 福祉人材の確保に向けた取り組み

計画事業	Ⅲ - 3 - (1) 福祉人材センター機能の強化
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍においても、福祉人材センターの基本機能である無料職業紹介事業では、個別相談において、窓口での対面での相談事業の他、メール・電話を活用し、積極的な就労相談等を実施した。また、感染症の関係で、見学・体験受入れ可能施設が難しい中、動画やオンラインによる事業紹介など様々なメディアを活用し、現場の生きた情報を届けるよう工夫した。各種セミナーを中心にオンラインも活用したセミナー等もハイブリッド方式で取り組んだ。 ●コロナ禍による離職者等も含めた他業界からの転職者なども視野に、新たな人材の参入支援としてより広い層へ向けた福祉の仕事理解促進に向け、就活情報の提供のために福祉人材センター登録の仕組みを新設し、求職活動までに至らない層へも情報提供できるようにし、有資格者届出制度の届出登録者に向けて月1回、福祉・介護の施策や福祉の仕事フェアなどのイベント情報のメールマガジンを配信した。 ●各研修やセミナーの地域展開や教育機関等と連携したガイダンスの実施については、当該地域の介護施設等と連携したセミナーの実施など、より具体的に地域密着型の事業展開を視野に実施した。 ●福祉人材センターの認知度をあげることで就職活動の支援につなげていくような様々な形態・手法を検討し可能なところから取り組んだ。 ●推進会議は「神奈川の介護福祉」の目指す姿、あり方等を多領域に関わる機関・団体からの参加を得て検討し、現場の課題等への対応を行ってきた。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●人材の確保・定着・育成は、本会の最重要課題である。人材確保対策推進会議の議論を経営者部会・各種協議会と共有し、引き続き、現場からの情報発信機会などを増やす連携の取り組みが求められる。 ●外国人人材の問題や、高齢化する外国人を支援する人材の問題など、情勢を踏まえた上で新たな課題に対応する必要がある。 	
計画事業	Ⅲ - 3 - (2) 福祉・介護の仕事の理解促進に向けた取り組みの充実
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉・介護の仕事の内容や働く人たちの様子が分かるDVDを作成し、動画配信サイトからも視聴可能とし、広く情報提供をした。 ●福祉・介護の仕事内容の理解を進めるとともに将来の職業選択の資料となるよう、中学生・高校生向けの福祉の仕事案内用パンフレットを作成・送付した。また、高校性のインターンシップの受け入れ可能な福祉施設・事業所への調査を行い、その結果をHPに掲載するとともに、インターンシップ啓発チラシを配布した。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●中高生に向けて福祉・介護の仕事への関心を高めてもらうために、パンフレット配布に限らず、アプローチ方法を引き続き検討していく必要がある。また、より幅広い層の人に仕事の必要性や社会的意義について、定期的に発信方法を工夫して取り組む必要がある。 	
計画事業	Ⅲ - 3 - (3) 資格取得並びに有資格者の就労支援を目的とした各種貸付事業の実施
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護福祉士就学資金等貸付事業では、今後よりいっそう必要となる介護人材等の確保に向けて、介護福祉士養成施設や介護福祉士実務者研修実施機関等に通う学生等に対して就学資金の貸付け等を行うことにより、県内の有資格の福祉・介護人材の確保や専門性の向上に向け取り組んだ。 ●令和3年度は新たにコロナ禍による離職者に対して、福祉・介護の資格取得し、新たに福祉・介護分野への就労希望する人の支援を目的とした就職準備金貸付事業や、福祉系高校に通う生徒への福祉系高校就学資金等貸付事業を開始した。しかし、令和4年度は新規貸付件数は大きく減少した。制度のあり方そのもの見直しについて、ニーズに合わせ、県を通し国に提案した。 ●コロナ禍による離職者のキャリアチェンジ等も視野に入れ、専門的な学びと就職支援を合わせて関係機関・団体や福祉人材センターと連携しての事業に取り組んだ。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付事業は、貸付の目的だけでなく、債権管理や県との関係（補助金精算）等、確実性が求められ、その実施体制が課題となっている。 ●貸付事業が複数の部所において取り組まれているが、貸付件数の増加に加え、償還件数や債権管理業務の増大を踏まえると、一体的な運営体制を検討する必要がある。 	

本会組織・活動基盤の強化

(1) 組織・活動基盤の強化	
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●賛助会員の呼びかけ先を工夫・拡大し、50程度の企業等の協力を得ることができた。 ●神奈川県社会福祉センターの安定的な運営に向けて、会議室貸出や自動販売機の設置など賃貸料収入の増収をはかった。 ●業務効率化に向けて会計システムを刷新すべく、他県社協の視察やヒアリングにより、本会独自のマニュアル作成等を進め、令和5年度から新会計システムの運用開始につなげた。 ●令和3年度に策定した職員研修体系に沿って階層別・課題別職員研修を開始し、集合型だけでなくオンデマンド方式も適宜、取り入れることで受講しやすい環境づくりにも努め、職員共通に求められる知識、スキルの修得、資質向上を図った。特に経験の浅い新任職員への研修を強化して実施した。 ●正規職員の人材確保と定着促進に向け、初任給の引上げ措置を行った（令和5年度から実施）。 ●活動推進計画の計画目標の達成に向けて、計画推進委員会において重点課題に焦点化して協議を行い、事業計画の立案に反映した。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●コスト意識、事務手続き・処理について、改めて、法令順守や職員個々人の能力向上や組織性の獲得が求められる。 ●自主財源造成は本会事業費や人件費の補填の感覚だけではなく、県社会福祉センター修繕費の積み立て等にも充てる必要がある。 ●市町村社協への支援に関しては、各部所における個別的な支援に加え、本会における総合的な支援に向けた検討をする必要がある。 ●予期せぬ急な状況変更（委託内容/委託費の大幅減額など）に際して、中長期的な視点に基づいた適切な判断を行う必要がある。 ●時代や福祉ニーズに合わせた新しい会員制度を計画的に検討する必要がある。 	
(2) 災害時における関係機関・団体との協働	
<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ●かながわ災害支援福祉ネットワーク事務局並びにかながわDWAT関連事業を受託し取り組みを進め、神奈川DWATチーム員の登録を進めるとともに、県の活動マニュアル作成に協力した。また、ネットワーク普及に向けたチラシ作りを行った他、広域的な連携に向けた他県DWATとの情報交換会への参加、必要な資機材の購入を進めた。 ●新型コロナウイルス感染症が発生した施設等に対して、応援職員の派遣調整を行い、入所者支援が継続できるような支援した。 ●本会災害時活動指針における初動体制の確保に向けて、ビジネスチャットを用いた管理職の連絡網を作成し情報伝達訓練を行行い、災害時の緊急会議の備えとした。 ●内閣府が進める「行政、社協、NPOとの連携」並びに、本県の災害救援ボランティア支援センターにおける四者協定の関係団体との連絡会に定期的に参加するとともに、関係団体と図上訓練等を行い、市町村や他機関の情報収集や平時の関係づくりに務めた。 ●市町村社協の災害担当者との情報交換を行い、社協の災害対応とICT活用に向けた情報共有を行った。その結果、市町村社協の相互支援協定に基づく情報共有と市町村社協災害ボランティアセンター運用を支援する情報システムの検討・導入を図ることができた。 ●令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害に対して、石川県中能登町及び七尾市の災害ボランティアセンターの運営支援等にかかる職員派遣（市町村社協の下で実施）と、県と共に神奈川DWAT本部を県社会福祉センターに設置し、石川県金沢市内等への神奈川DWATチーム員の派遣調整を行いました。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ●次期計画では、災害時の福祉的支援など新センターの4つの機能が明らかになるよう事業を位置づけることが必要である。 ●災害支援は、県社会福祉センターの機能を踏まえるだけではなく、市町村域の支援、法人・施設への支援の一環として取り組む必要がある。 ●災害時の活動を迅速に取り組むために、災害時活動方針の作成が求められるとともに、平時から横断的なプロジェクトなどの仕組みを持ち、局内全体で総合的に検討していくべき課題である。平時の取り組みと災害発生時に大別して、特に災害発生時を想定して職員個人と担当部署での対応を共有しておく必要がある。 	

共通課題の解決に向けた情報発信

	(1) 課題共有・情報発信の取り組み
	<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none">● 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の検討や、条例に基づく県計画策定の時期に、障害福祉施設協議会との協議を踏まえ、「神奈川におけるよりよい障がい福祉を目指して」を個別提言としてまとめ、県に発出し、施策への反映に向けて取り組んだ。● 提言集の発行と併せ、政策提言委員会からのメッセージと、提言に関する現場からの発信としてオンデマンドシンポジウム動画を作成・配信を行い、県全域でより広く課題の共有を進めた。● ホームページは作成から経年しており、デザインやコンテンツ、情報への辿りつきやすさなどに課題から、ホームページのリニューアルを行った。● 多様な構成団体からなる2種・3種正会員連絡会事業では、「広報のあり方」や「共同募金会事業を通じた助け合いの心」など、会員ニーズを踏まえたテーマで研修会を実施した。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none">● 本会における会員に対する情報提供のあり方に関しては、各部所での現状での取り組みを踏まえ、効果的に取り組む必要がある。● 各種媒体により情報入手が容易になる中、機関紙として、他のメディアにはない県内の活動や好事例の紹介を中心とした媒体としての独自性や、会員ニーズとコスト面、福祉活動の魅力を伝える方法など、検討する必要がある。

計画の策定に向けて、令和4年度から5年度にかけて次のとおり策定作業を進めました。

(1) 策定体制

① 計画推進委員会 【計5回】

- ・改定方針の確認 ・ 骨子（素案）の協議 ・ 計画書（素案）の協議 等

	選出区分・所属・職名	氏名	備考
1	経営者部会・社会福祉法人藤嶺会理事長	西山宏二郎	副委員長（令和5年度より）
2	施設部会・すぎな会愛育寮施設長	川合 明子	
3	民生委員児童委員部会・ 神奈川県民生委員児童委員協議会副会長	三觜 壽則	令和5年1月末まで
		小原 公一	令和5年2月より
4	市町村社協部会・ 社会福祉法人秦野市社会福祉協議会会長	藤村 和静	令和4年度まで（副委員長）
	市町村社協部会・ 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長	笹野 章央	令和5年度より
5	第2種・第3種正会員連絡会・ 神奈川県手をつなぐ育成会副会長	杉野 仁	
6	ボランティア・市民活動関係者・ ユッカの会代表	中 和子	
7	学識経験者・愛知東邦大学人間健康学部教授	西尾 敦史	委員長
8	学識経験者・本会常務理事	井出 康夫	

② 計画策定小委員会【常務理事、事務局長、部所長・参事：計7回】

- ・計画体系の検討 ・ 骨子（素案）の作成

③ 計画策定ワーキングチーム【課長：計4回】

- ・現行計画の成果と課題 ・ 重点課題の検討



策定ワーキングの様子

(2) パブリックコメントの実施

- ・期間 令和5年9月11日（月）～9月30日（土）
- ・受付件数 28件、意見数60件
- ・報告 令和5年12月5日（火） ホームページにて公表

(3) その他

- ①事業外部評価の実施
 - ・事業外部評価委員会による実施事業の評価（令和5年6月）
- ②職員研修の実施（令和4年度：3回、令和5年：2回）
 - ・活動推進計画セミナー Vol. 1（令和4年度 動画配信、全職員対象）
 - ・主査・主幹研修（令和4年12月26日）
 - ・主事・主任主事研修（令和5年1月5日）
 - ・活動推進計画セミナー Vol. 2（令和5年10月4日）
 - ・活動推進計画セミナー Vol. 3（令和6年3月6日）
- ③職員との共有
 - ・事務局内通信 活動推進ジャーナル『小さな一歩・大きな足跡』の発行（全6回）
 - ・意見交換の実施（活動推進計画セミナーと同時開催）



活動推進計画ジャーナル

(4) 策定経過

	計画推進委員会等	策定小委員会	計画策定ワーキングチーム
令和4年度	第1回（11.17）次期改定計画について		
		第1回（12.6）	1. 計画改定の進め方 2. 計画改定にあたっての検討事項
		第2回（1.17）	1. 改定計画の体系（案） 2. 策定小委員会・課長ワーキングの進め方
			第1回（2.14） 1. 地域福祉活動計画と県地域福祉支援計画 2. 県社協活動推進計画の改定
		第2回（R5.2.20）活動推進計画改定の進捗について	
令和5年度			第2回（3.7） 1. 現行計画の成果と課題 2. 改定計画の論点
			第3回（4.4） 1. 現行計画の成果と課題のまとめ 2. 重点課題の検討 3. 次期計画の体系、計画事業・実施事業の位置づけ
			第4回（5.15） 1. 重点課題と計画事業について 2. スケジュール
		第3回（6.6）	1. 計画体系 2. 計画事業、実施事業、重点課題
		第4回（7.6）	1. 計画体系、計画事業、実施事業 2. 重点課題 3. 骨子イメージ 4. 本会活動推進計画改定に当たっての説明動画の作成
		第5回（7.11）	1. 重点課題
		第1回（8.4）	1. 現行計画の成果と課題 2. 次期計画骨子素案 3. 重点課題素案
		理事会（9.1）	1. 活動推進計画骨子（案） 2. パブリックコメントの実施
		パブリックコメントの実施（9.11～9.30）	
		第6回（10.3）	1. 活動推進計画で設定する指標
		第7回（10.17）	1. 指標 2. パブリックコメントの報告、対応
		第2回（11.17）	1. パブリックコメントの報告 2. 進行管理と目標設定（重点課題）
		第3回（R6.1.29）	1. 関係団体との意見交換 2. 活動推進計画（素案）
	理事会（R6.2.21、3.14）	活動推進計画（案）	
	評議員会（R6.3.26）	活動推進計画（案）	



社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（令和6年度～令和10年度）

発行 令和6年3月

発行者 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

〒221-0825 神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター7階

電話 045-534-3866 FAX045-312-6302

メール kikaku@knsyk.jp

HP <https://www.knsyk.jp/>

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT  GOALS

